

朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する 条例・同施行規則に関する技術基準等

＜技術指導編＞

- 第1章 敷地面積の最低限度の技術基準（開発建築課）
- 第2章 道路・歩道・反射鏡の整備、寄付採納の技術基準（道路整備課）
- 第3章 下水道の技術基準（下水道課）
- 第4章 上水道の技術基準（水道施設課）
- 第5章 公園等の技術基準（みどり公園課）
- 第6章 緑化の技術基準（みどり公園課）
- 第7章 電波障害の技術基準（環境推進課）
- 第8章 ごみ集積所の技術基準（資源リサイクル課）
- 第9章 朝霞市掲示板の技術基準（シティ・プロモーション課）

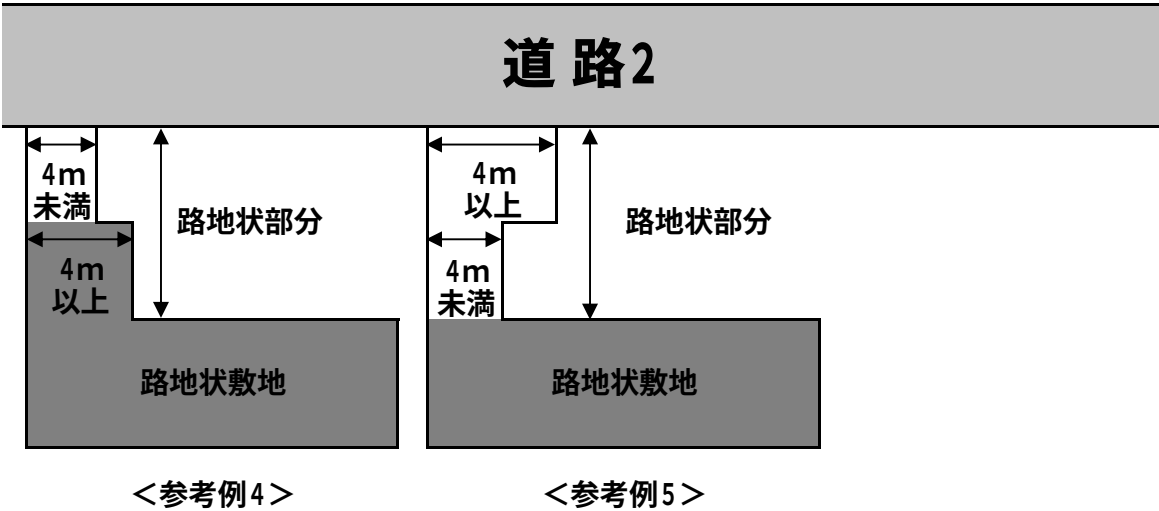
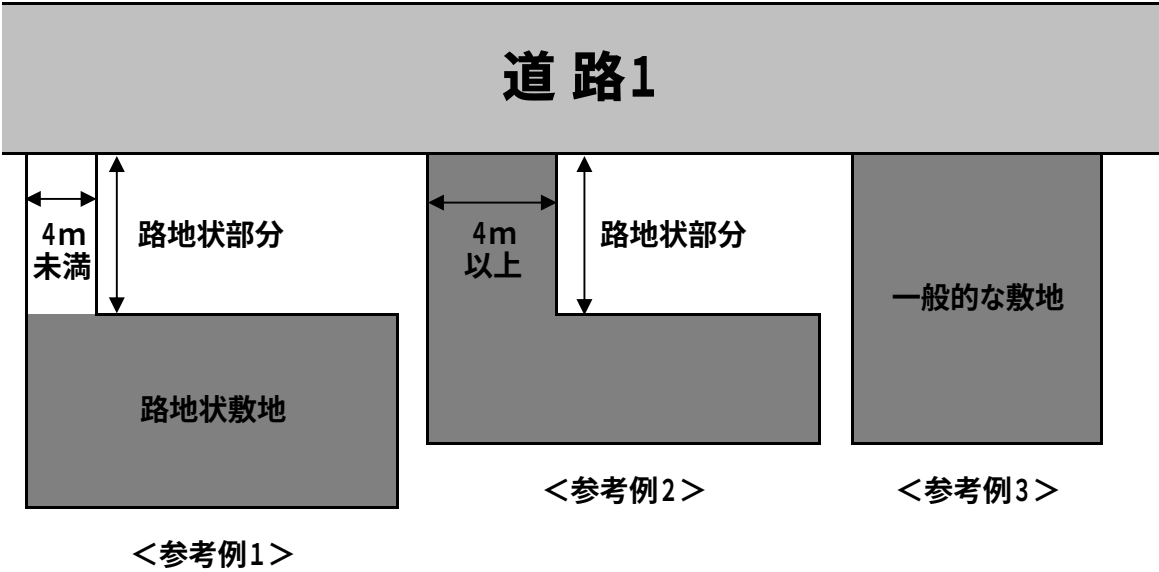
平成30年4月1日版

朝霞市 都市建設部 開発建築課

第1章 敷地面積の最低限度の技術基準

1区画当たりの敷地面積は、有効で100㎡以上とする。
ただし、路地状部分によって道路に接する敷地の場合、幅員が4m未満の路地状部分にあっては、その部分を含まないで、100㎡以上の面積を確保するものとする。

 ※この部分で100㎡以上を確保すること。また幅員は最低2m必要となります。

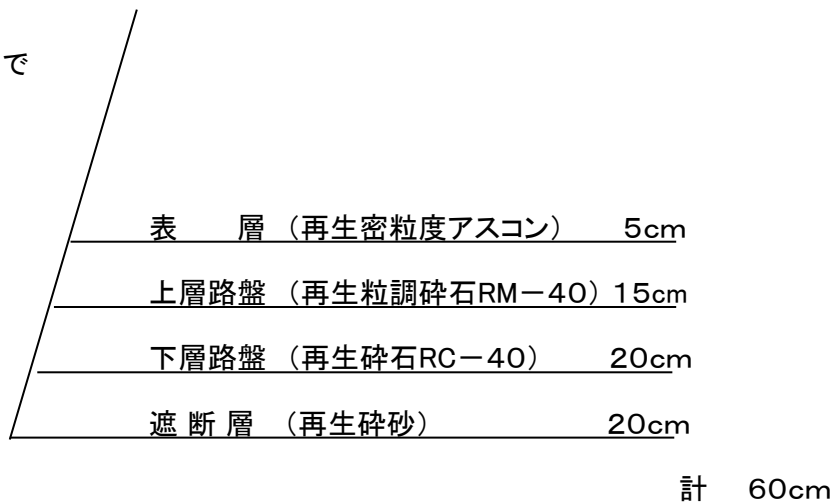


※ ただし、公共施設の規模の拡大等により住宅の敷地を縮小する場合、又は事業区域の形状若しくは公共施設の配置の状況等によりやむを得ない場合はこの限りでない。

第2章 道路・歩道・反射鏡の整備、寄附採納の技術基準

標準断面図

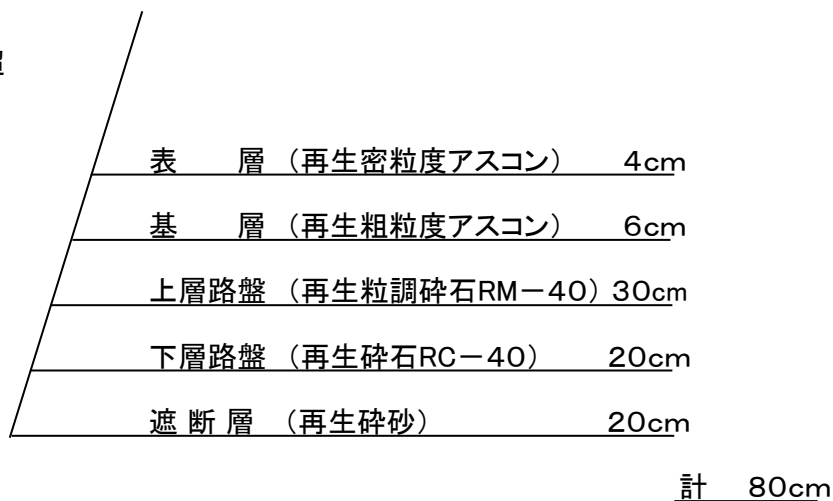
道路幅員 4.2mまで



道路幅員 4.2m超
6mまで



道路幅員 6.0m超



重 要 路 線

磨 耗 層（再生密粒度アスコン）	4cm
表 層（再生密粒度アスコン）	5cm
基 層（再生粗粒度アスコン）	6cm
上層路盤（再生粒調碎石RM-40）	30cm
下層路盤（再生碎石RC-40）	20cm
遮 断 層（再生碎砂）	20cm
計 85cm	

歩 道

表 層（密粒度アスコン-13）	4cm
再生粒調碎石(RM-40以下)	10cm
再生切込碎石(RC-40)	5cm
計 19cm	

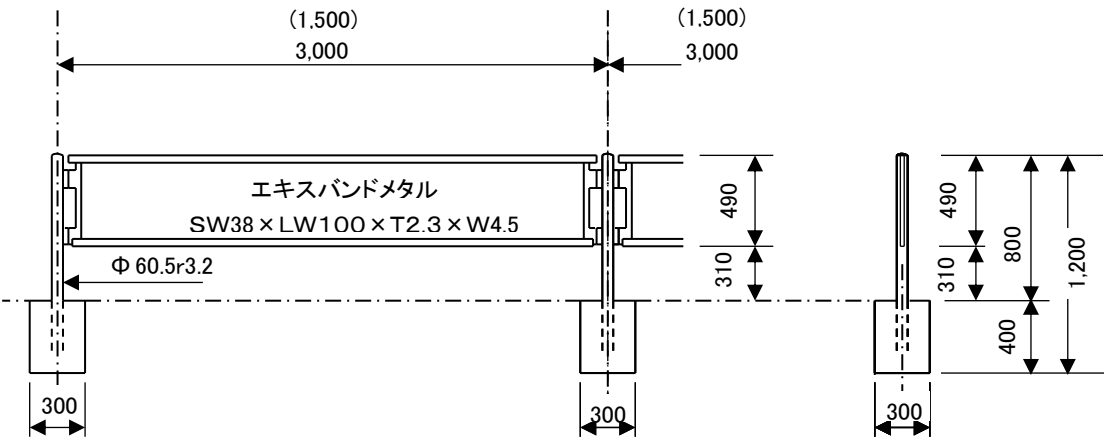
透 水 性 歩 道

表 層（透水性アスコン）	4cm
再生切込碎石(RC-40)	10cm
再生碎砂	5cm
計 19cm	

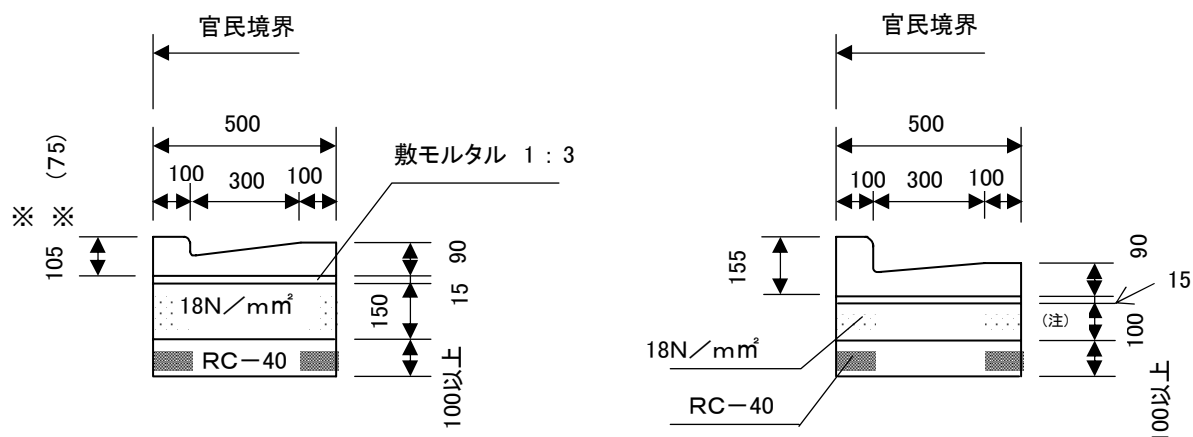
切 下 歩 道
(車 輛 乗 入)

表 層 (密粒度アスコン-13)	5cm
再生粒調碎石 (RM-40以下)	20cm
再生切込碎石 (RC-40)	20cm
計	45cm

エキスバンド型横断防止用柵標準図



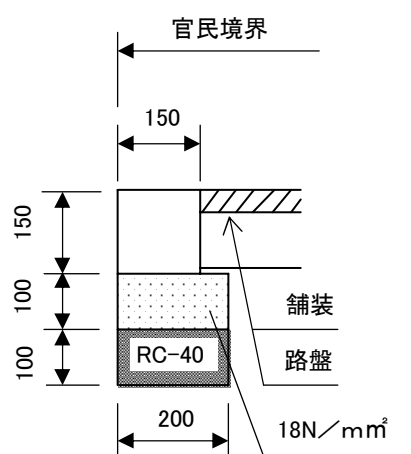
鉄筋コンクリートL形工(300)



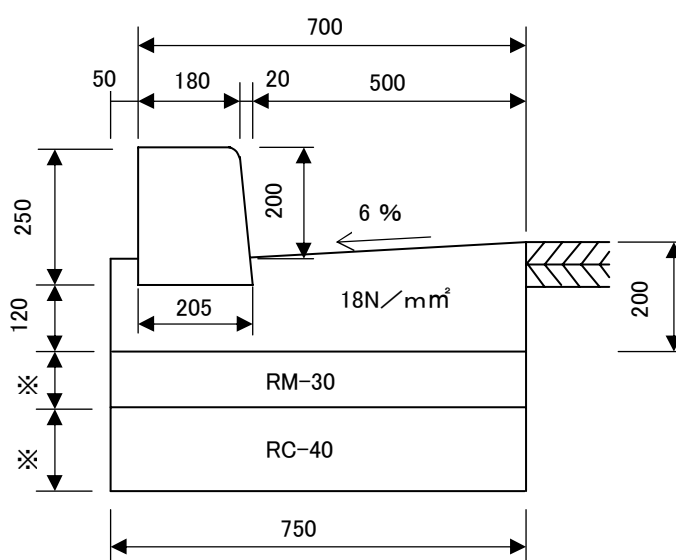
(注) 道路幅員 6m以上については、コンクリート厚は15cm以上とする。

※※ 中高層建築物及び開発による道路、倉庫等の出入り口部については、プレキャストL形を使用するものとする。

地先境界工

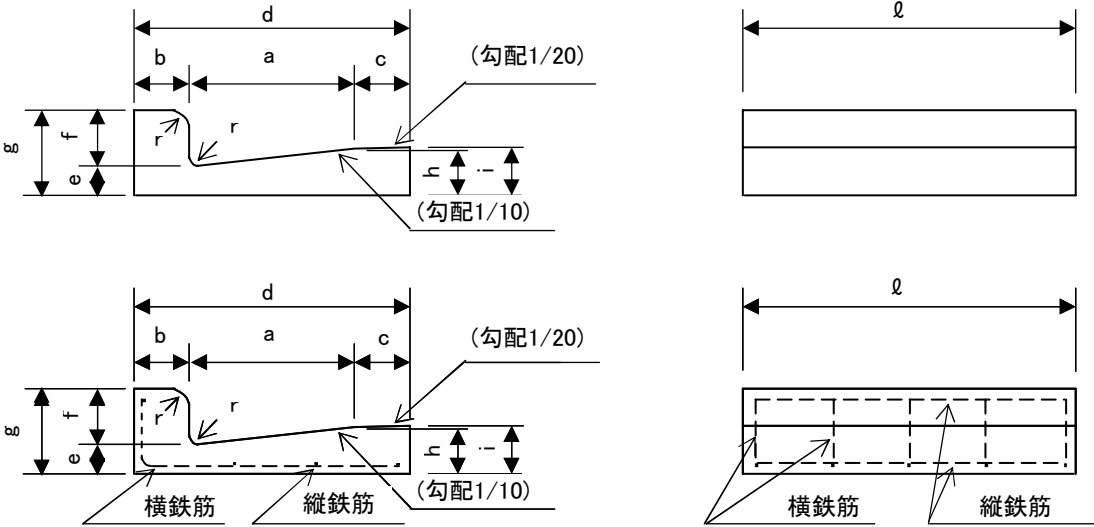


歩車道境界工



※ 街渠下面の構造は、車道と同一構造とする。

鉄筋コンクリートL形(B)

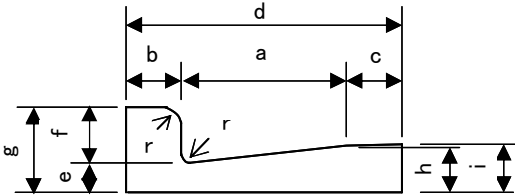


(単位:m/m)

呼び名	寸 法										縦筋		横筋		重量	
	a	b	c	d	e	f	g	h	i	r	ℓ	径	本	径	本	(kg)
300b	300	100	100	500	55	100	155	85	90	20	600	4	5	4	6	65

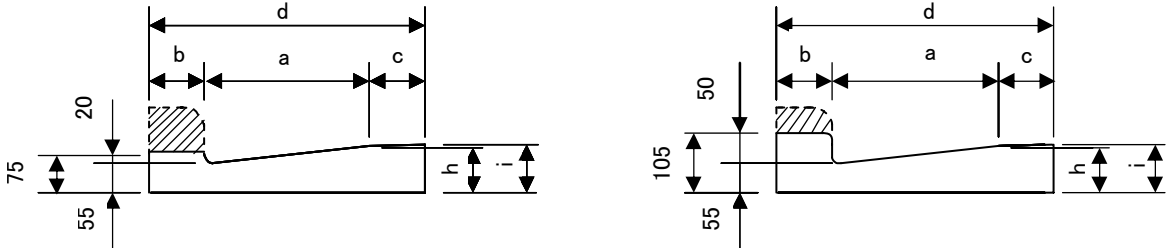
コンクリート及び鉄筋コンクリートL形(異形)

B 形



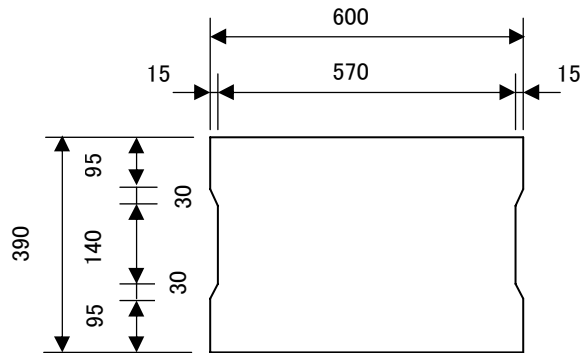
歩行者横断用及び車いす乗り入れ用

E 形

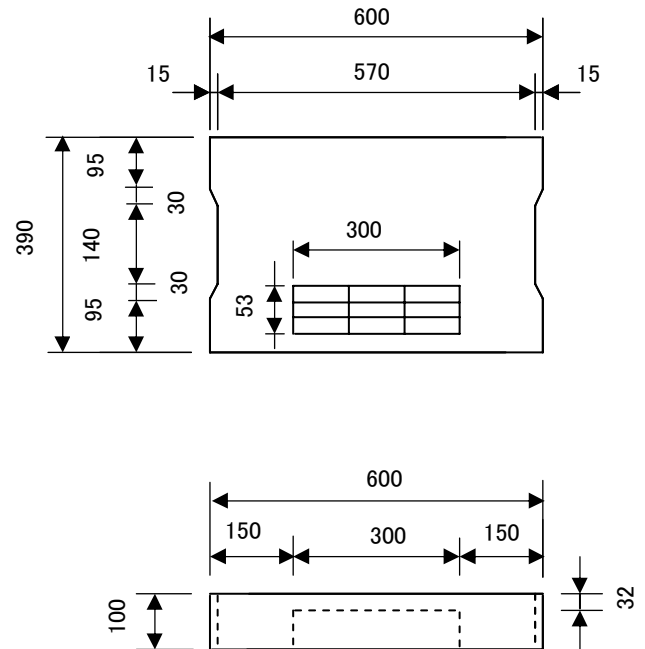


鉄筋コンクリート埼玉型甲蓋

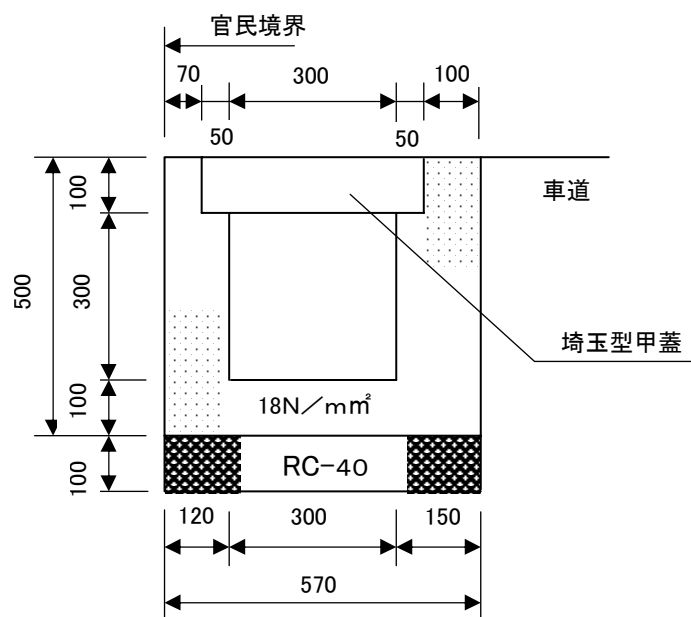
甲蓋(普通型)手掛付



甲蓋(網付)手掛付

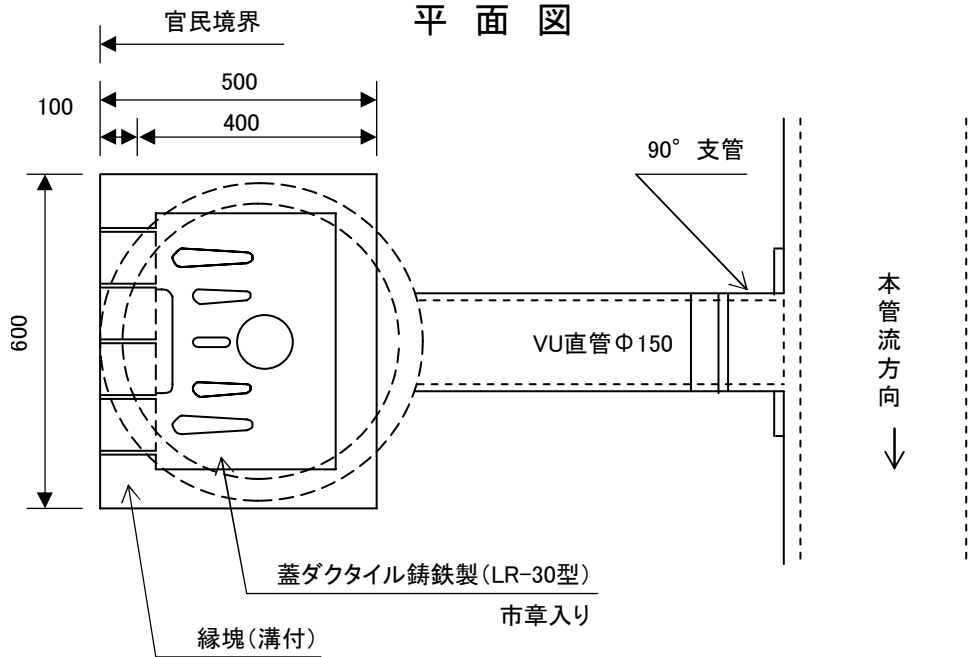


コンクリート側溝

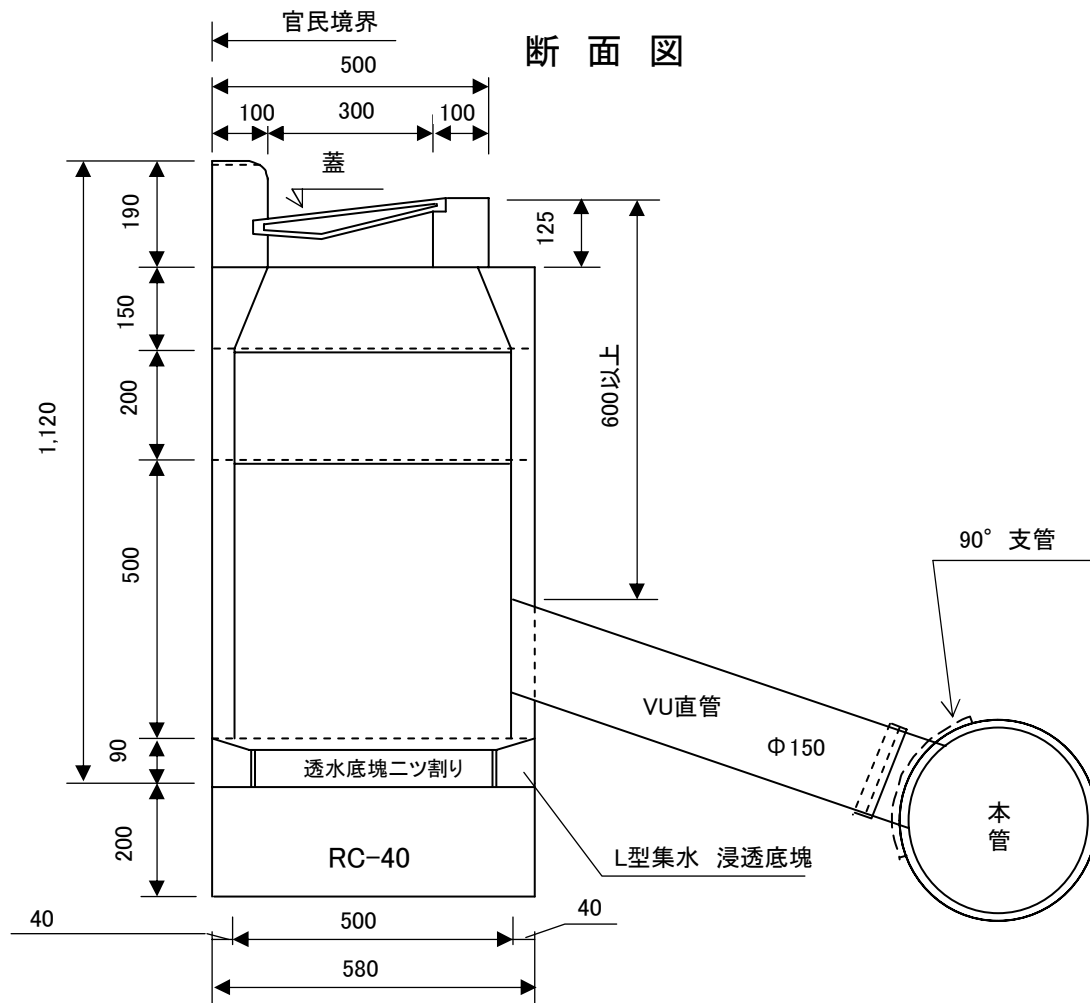


雨水枥(L形用)取付詳細図

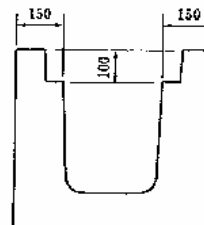
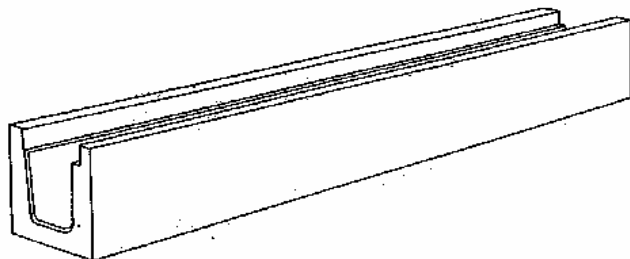
平面図



断面図



ロ シ グ U 埼玉県型



150×150
車道用
(横断用)

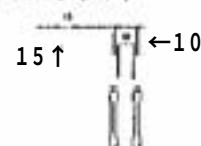
■ 横断U形用グレーチング

管-25mm以上

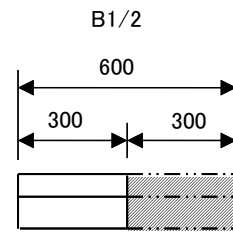
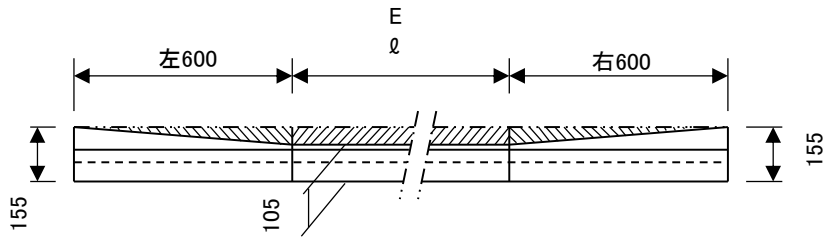


ゴムキャップ

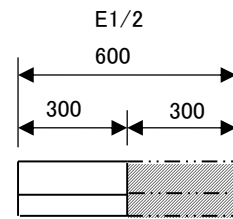
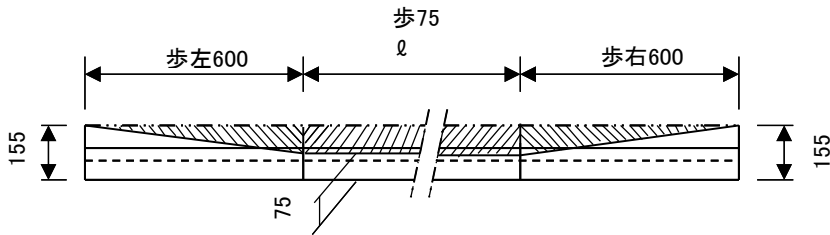
● 網目 (ノンスリップ)



車乗り入れ部左右

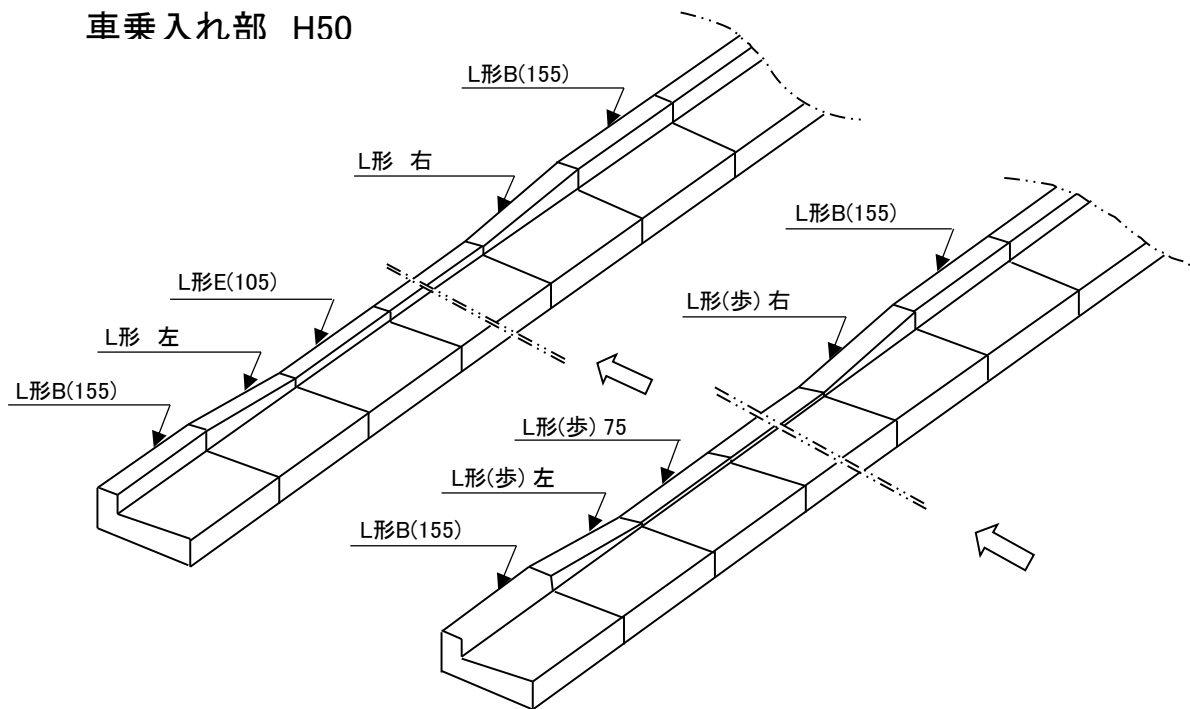


歩行者横断部左右



 斜線の部分を控除した製品の呼び名

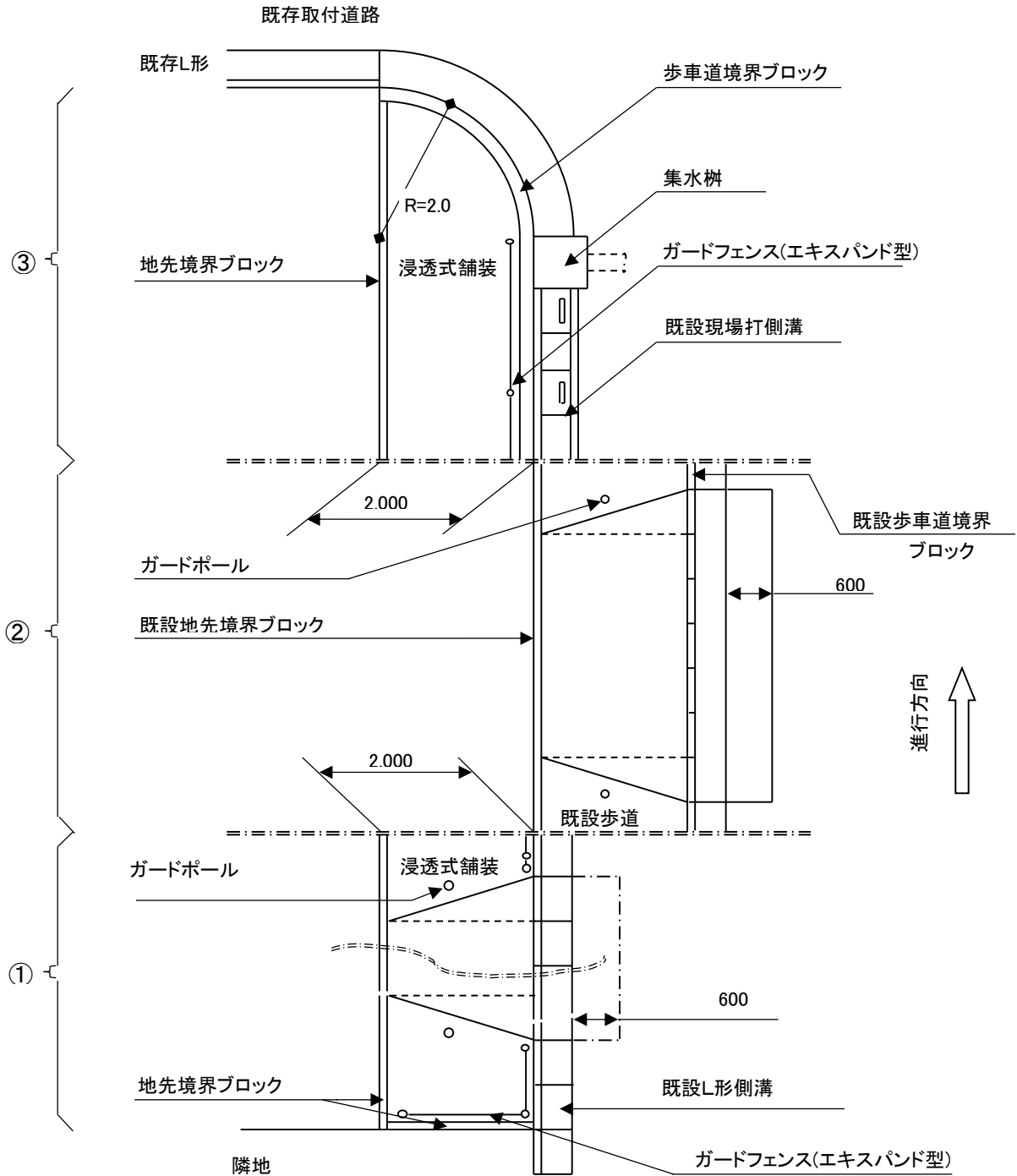
車乗入れ部 H50



歩行者横断及び車いす乗入れ用 H20

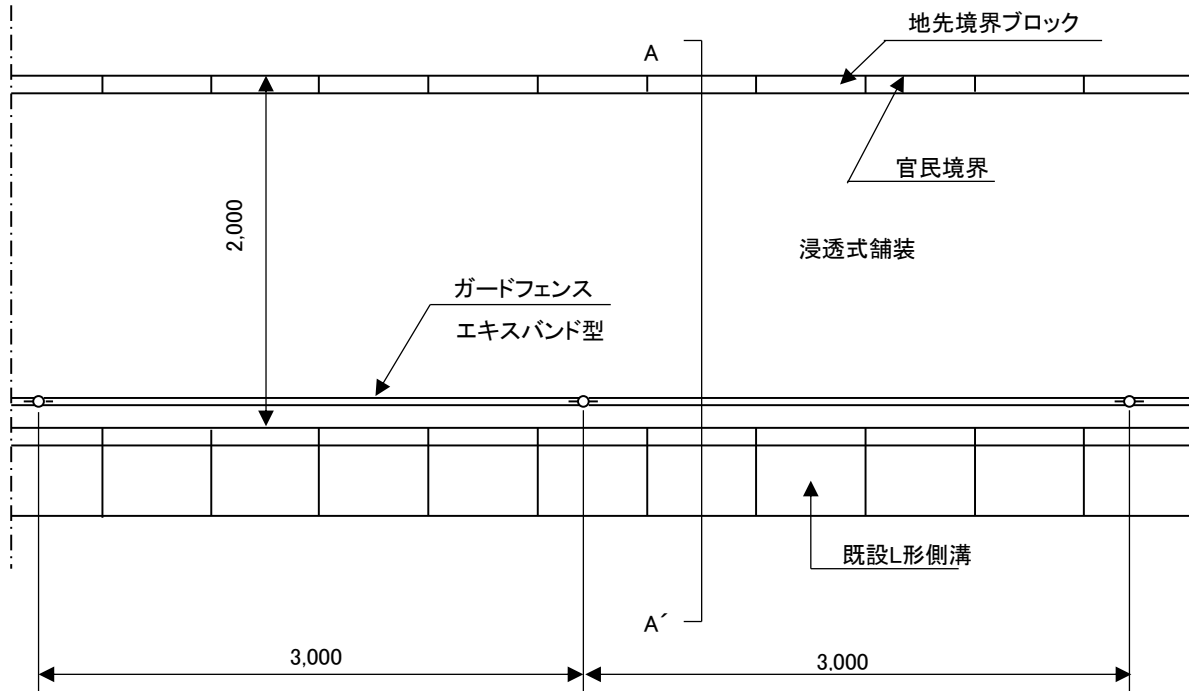
平 面 図 (参 考)

- ① 既設前面道路がL形側溝の場合。
- ② 既設前面道路に歩道(マウンドアップ)が設置してある場合。
- ③ 既設前面道路が現場打側溝の場合。

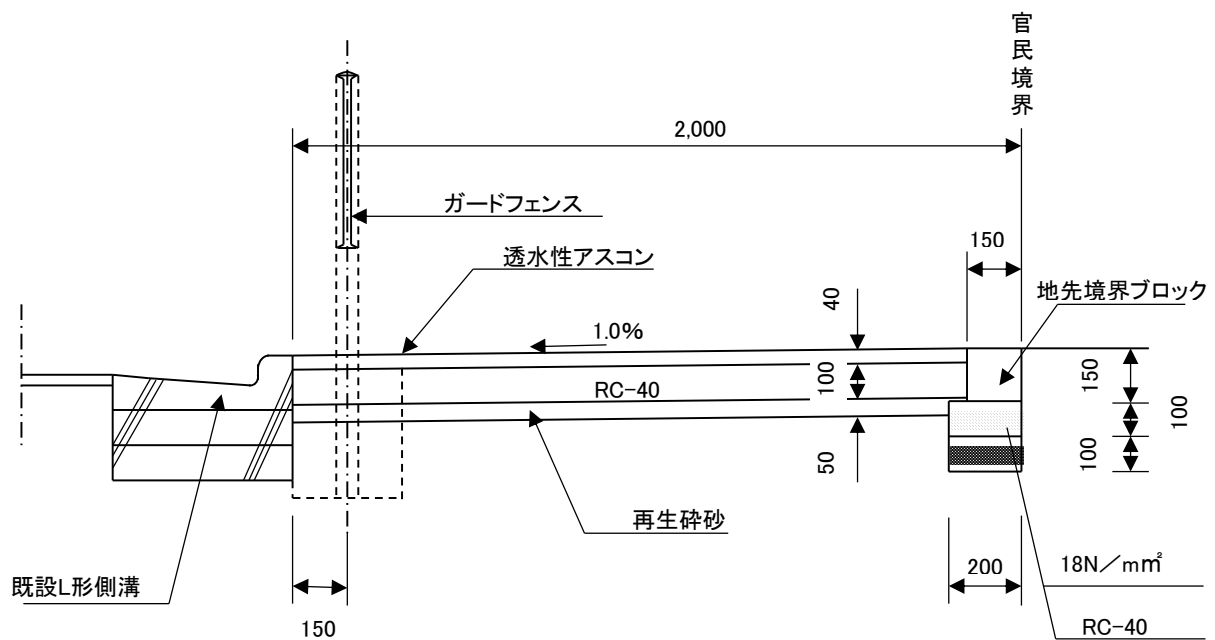


①既設前面道路がL形側溝の場合

平面図

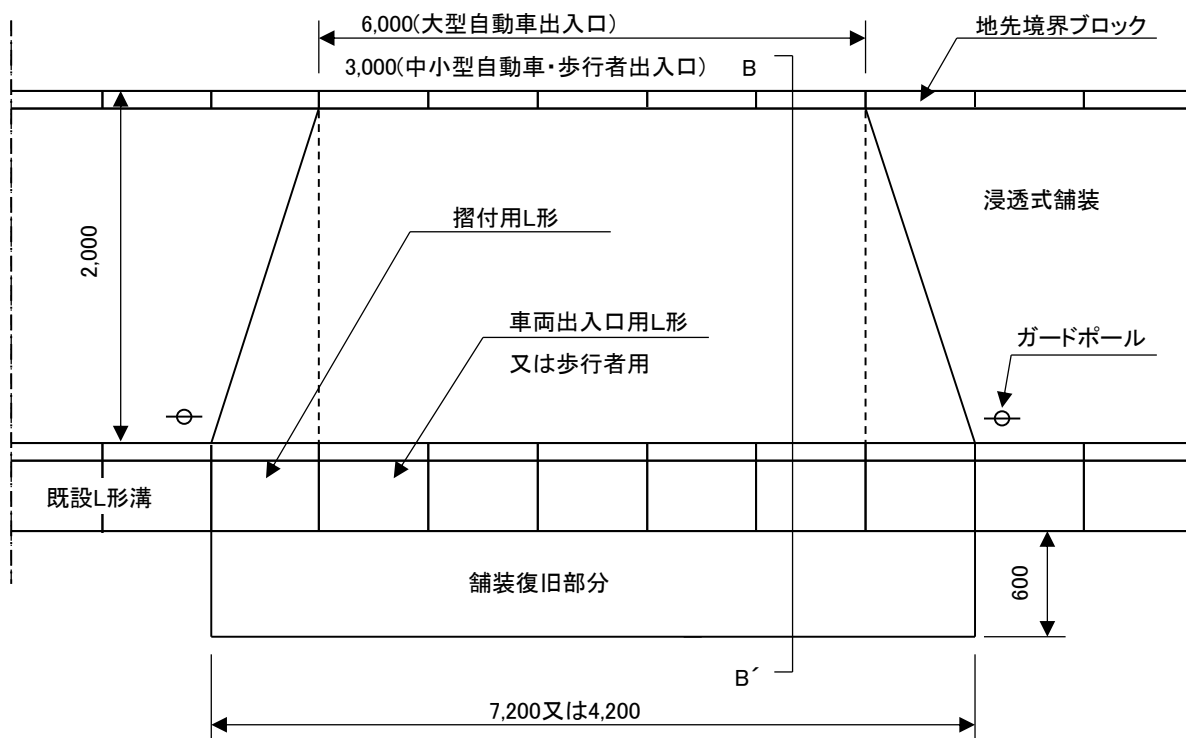


A-A'断面図



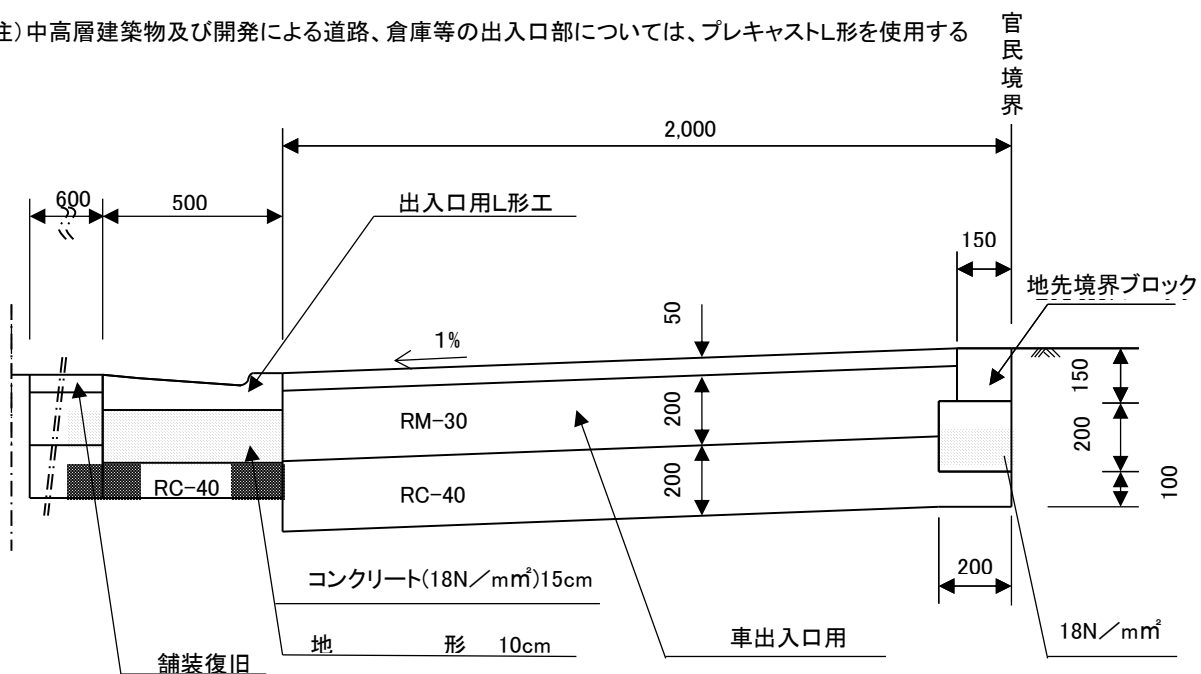
①既設前面道路がL形側溝の場合（切り下げ）

平 面 図



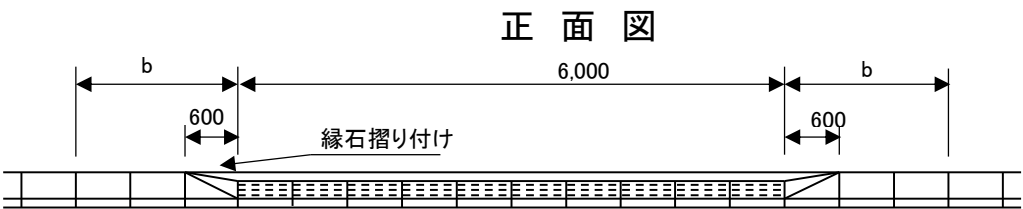
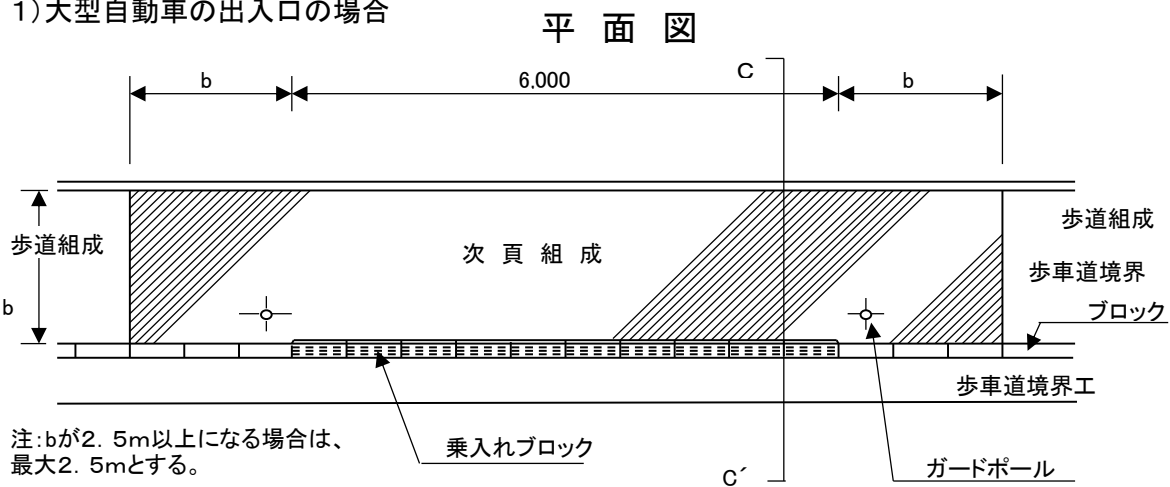
B-B'断 面 図

(注) 中高層建築物及び開発による道路、倉庫等の出入口部については、プレキャストL形を使用する

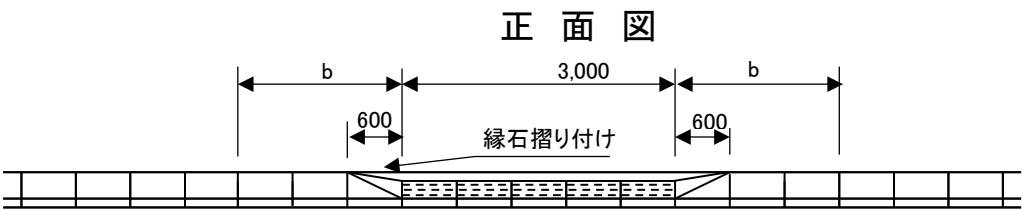
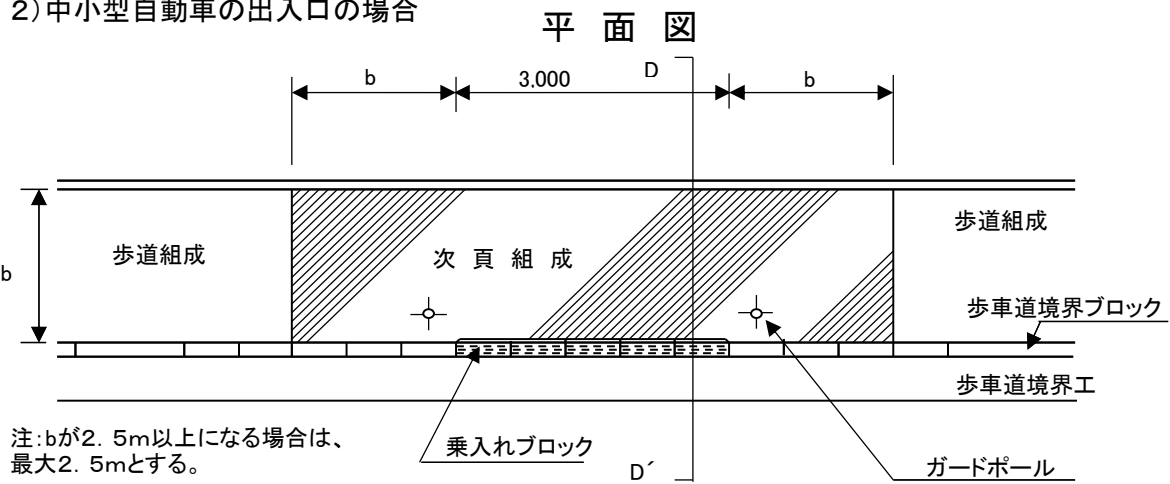


②既設前面道路に歩道(マウンドアップ)が設置してある場合(切り下げ)

1)大型自動車の出入口の場合

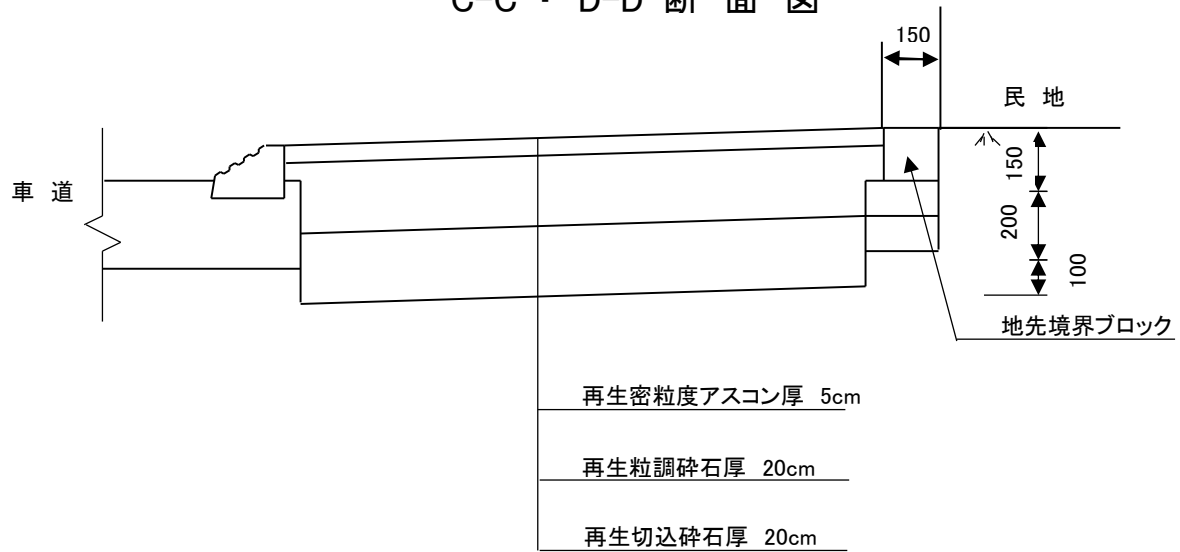


2)中小型自動車の出入口の場合

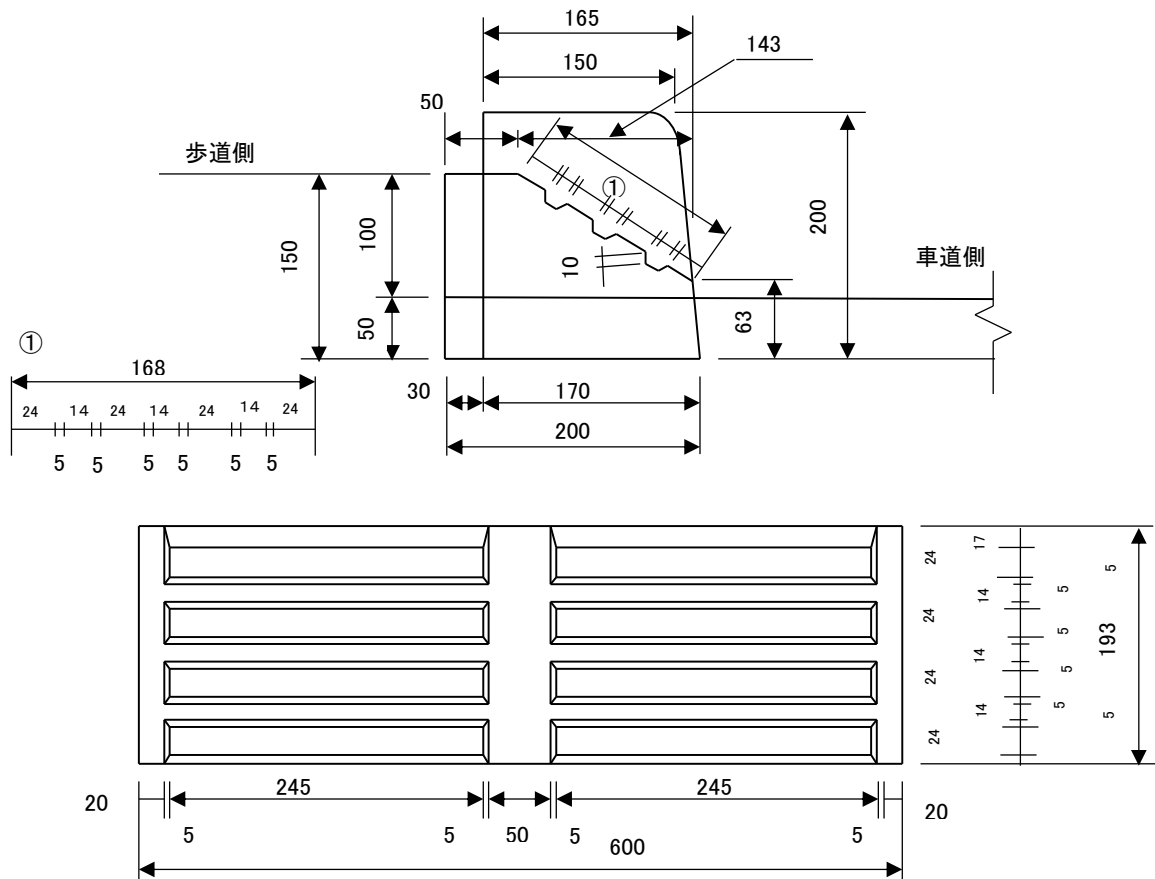


3) 大型、中小型自動車の出入り口の横断構造

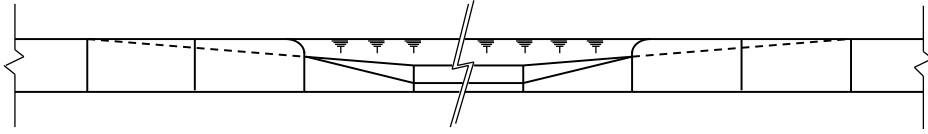
C-C'・D-D'断面図



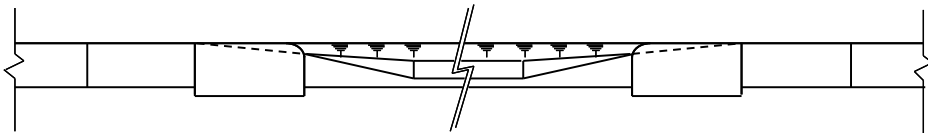
4) 乗り入れブロックの構造



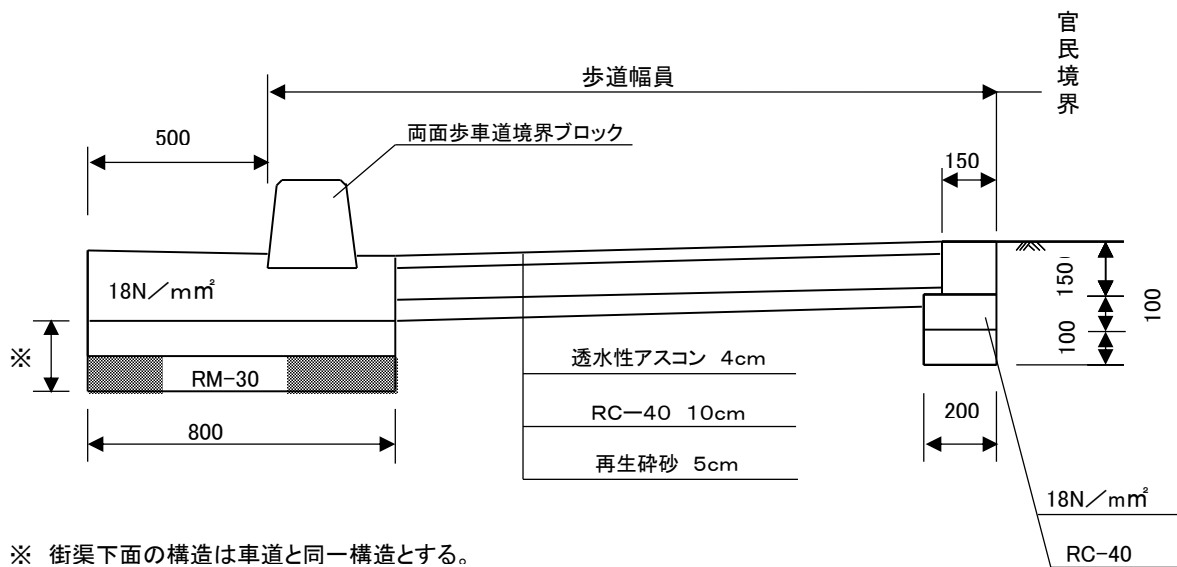
(歩車道境界ブロック高30cmの場合)



(歩車道境界ブロック高25cmの場合)

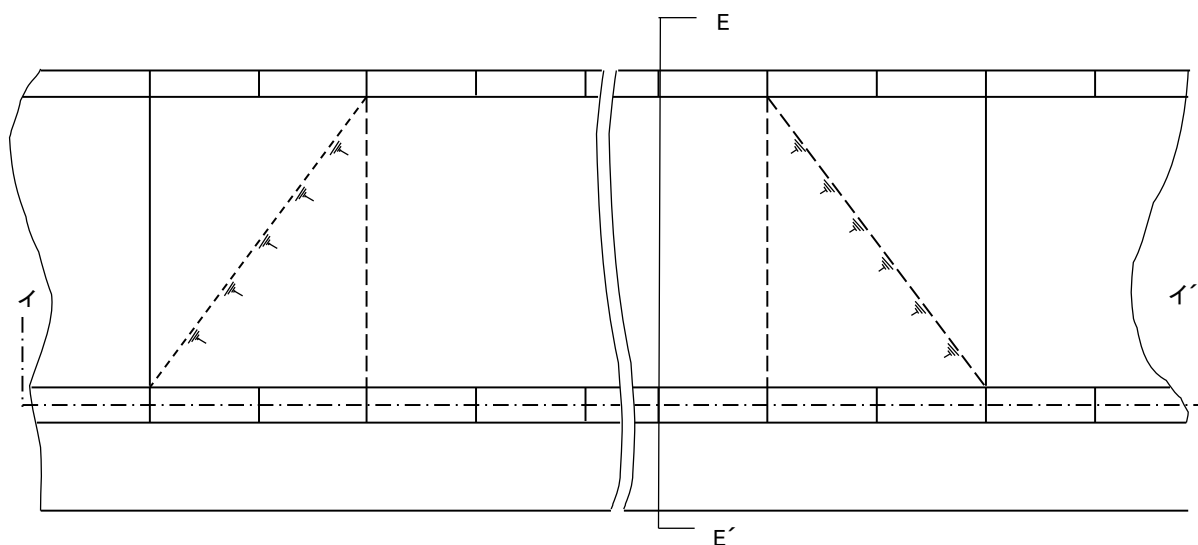


歩道フラット標準型



②既設前面道路に歩道(マウンドアップ)が設置してある場合(重車両切り下げ)

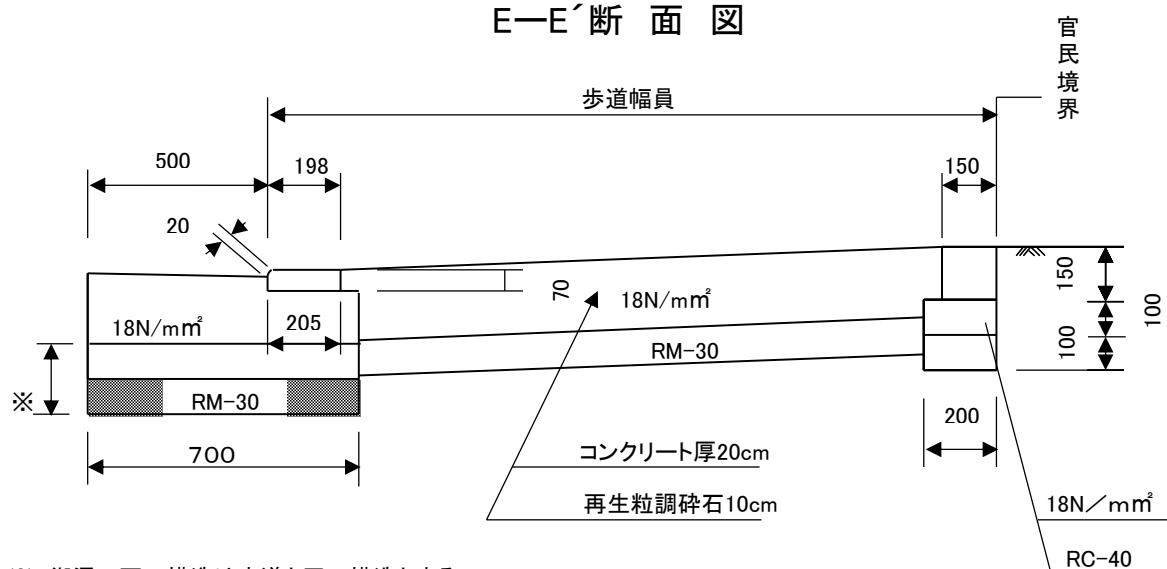
平面図



イ—イ'断面図

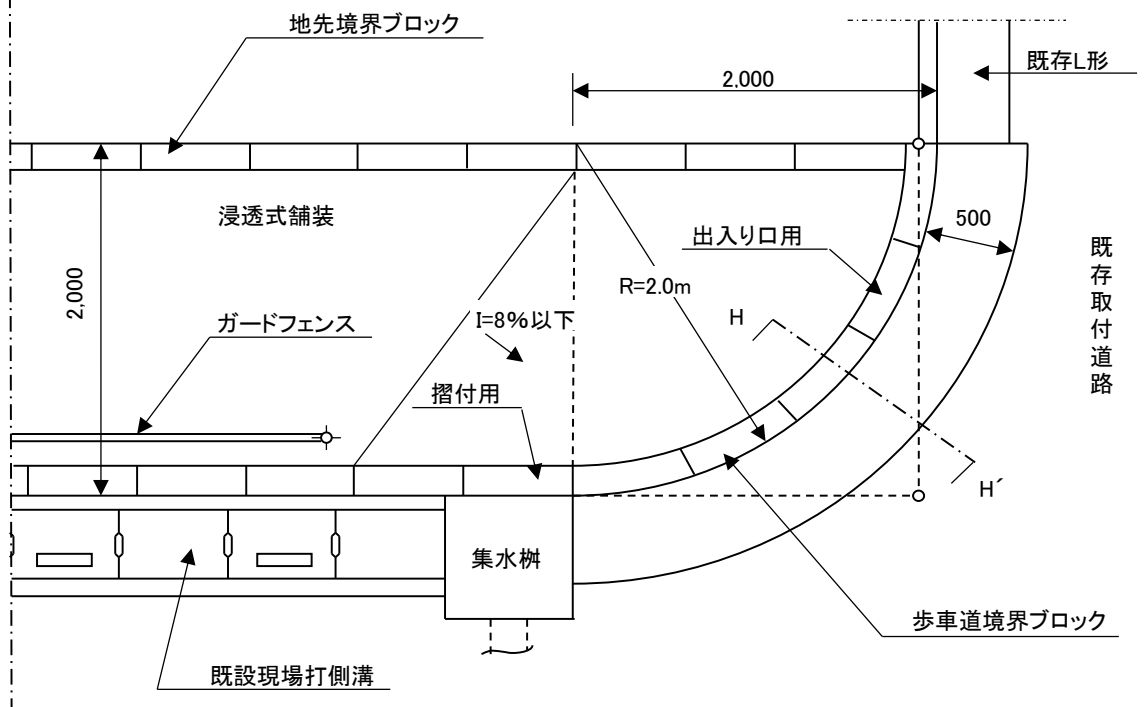


E—E'断面図

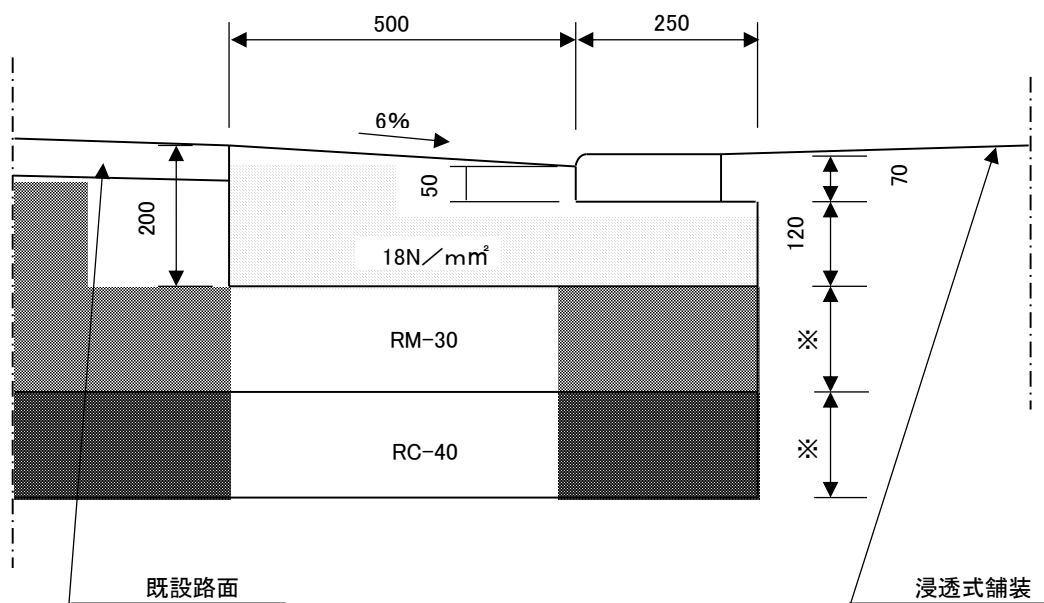


③既設前面道路が現場打側溝の場合

平 面 図



H-H'断面図



※街渠下面の構造は車道と同一構造とする。

道路照明灯寄附申請書

平成 年 月 日

朝霞市長 富岡 勝則 宛

事業者住所
事業者名
連絡先
担当

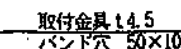
印

朝霞市開発事業等の手続き及び基準等に関する条例に基づき、下記のとおり道路照明灯を設置しましたので寄附いたしたく申請いたします。

記

- 道路照明灯基W
(内東電供架柱 基・独立柱 基)
- 設置場所 朝霞市
- 電柱番号
.....
- 添付書類 案内図、設置箇所平面図、※電気代領収書

REO'D



名称TITLE 電柱共架アーム
MRB-142T(100W)装柱図
図面番号 DRAWING NO. TF3-H4365A

実印

注 4

登記原因証明情報・承諾書

1 当事者及び不動産

(1) 当事者 権利者 (甲) 朝霞市

義務者 (乙) (土地所有者名をご署名下さい)

(2) 不動産の表示 朝霞市

所 在	地 番	地 目	地積 (m ²)
	注 3		

2 登記の原因となる事実又は行為

(1) 乙は、甲に対し、平成 年 月 日、本件不動産を〇〇〇〇〇した。

注 1

注 2

(2) よって、本件不動産の所有権は、同日、乙から甲に移転した。

3 所有権移転登記に関する承諾

上記のとおり相違ありませんので、私は、朝霞市に本件不動産の所有権移転の登記を
することを承諾します。

平成 年 月 日

(記入しないで下さい)

住 所

(土地所有者住所をご署名下さい)

注 4

氏 名

(土地所有者名をご署名下さい)

実印

注 1 「原因年月日」＝①公共施設の管理に関する協議書の場合は、工事完了公告年月日の翌日となります。

②建設に係る覚書の場合は、工事完了検査年月日の翌日となります。

注 2 「登記原因」＝①公共施設の管理に関する協議書の場合は、「都市計画法第40条第2項の規定により帰属」となります。

②建設に係る覚書の場合は、「寄附」となります。

注 3 「不動産の表示」＝分筆登記完了前の場合は、予定地番で記入して下さい。

注 4 実印を全部で2箇所を押印して下さい。

注 5 土地所有者名及び住所の署名について、法人の場合は記名でもかまいません。

注 6 持分がある場合は、氏名の後に割合について記載して下さい。

(1) 当事者	権利者 (甲)	朝霞市
	義務者 (乙)	

[illegible]

(1) 乙は、甲に対し、平成 年 月 日、本件不動産を 売り渡 寄附 した。

(2) よって、本件不動産の所有権は、同日、乙から甲に移転した。

上記のとおり相違ありませんので、私は、朝霞市に本件不動産の所有権移転の登記をすることを承諾します。

住 所

氏 名 _____ 印 _____

道路反射鏡寄附申請書

平成 年 月 日

朝霞市長 宛

事業者住所
事業者名
連絡先
担当

印

朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例に基づき、下記の施設を設置しましたので寄附いたしたく申請します。

記

1. 道路反射鏡（カーブミラー）

一面鏡	φ 6 0 0 ・ φ 8 0 0	共架・独立	基
二面鏡	φ 6 0 0 ・ φ 8 0 0	共架・独立	基

2. 設置場所 朝霞市

添付書類

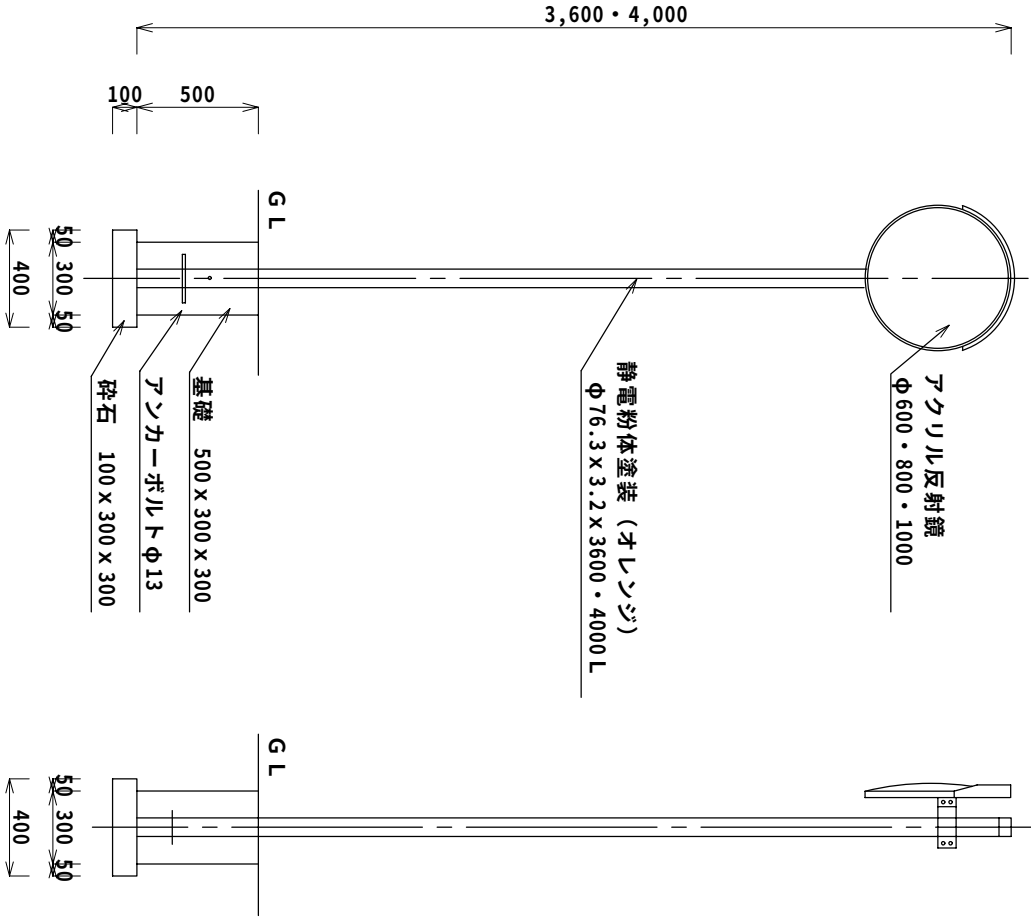
- ① 案内図
- ② 配置図（土地利用計画図等に設置場所・電柱番号明示）
- ③ 構造図（市標準構造図と同一の場合不要）

標準構造図

片面式

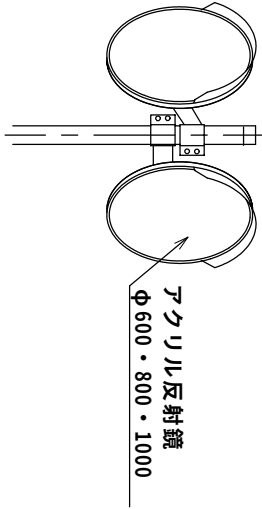
正面図

側面図

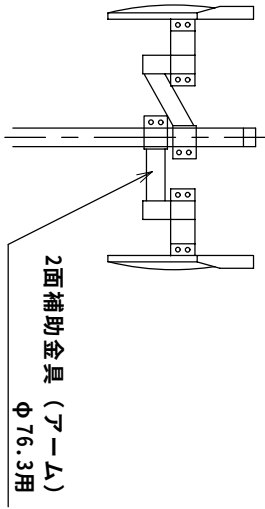


両面式

正面図



取付部



工 種	柱 (オレンジ)	基礎寸法
φ 600S	φ 76.3φ x 3.2 x 4000L	500 x 300 x 300
φ 600W	φ 76.3φ x 3.2 x 4000L	500 x 300 x 300
φ 800S	φ 76.3φ x 3.2 x 4000L	500 x 300 x 300
φ 800W	φ 76.3φ x 3.2 x 4000L	500 x 300 x 300
φ 1000S	φ 76.3φ x 3.2 x 4000L	500 x 300 x 300

第3章 下水道の技術基準

1. 雨水排水計画

- (1) 雨水排水量は、開発区域内の雨水排水量及び開発区域外から流入する雨水量を考慮したものでなければならない。
- (2) 雨水排水量の計算方法は、次の式により算出されたものでなければならない。

$$Q = \frac{1}{360} C \cdot I \cdot A$$

Q : 雨水排水量 (m³/Sec)

C : 流出係数

I : 降雨強度 (mm/h)

A : 集水面積 (ha)

- ① 流出係数Cは、次の基準による。

不浸透面・道路面等	0.95
透水性アスコン等	0.50
浸透面の芝生・砂利面等	0.30

- ② 降雨強度Iは、次の基準による。

$$I = \frac{5000}{10 + 40} = 100$$

2. 汚水排水計画

- (1) 汚水量の算定基礎となる原単位は、市の公共下水道計画における原単位を使用しなければならない。

生活排水量原単位	
項目	排水量原単位(l/人・日)
日平均	340
日最大	440
時間最大	660

- (2) 予定建築物が工場等で多量の排出が予想されるものにあつては、用途・規模等に応じた適正な排水量が算定されているものでなければならない。
- (3) 排水施設の容量は、時間最大汚水量で算定されているものでなければならない。
- (4) 管渠の流下量はクッター公式、又はマンニング公式で計算されているものでなければならない。
- (5) 汚水量の処理対象人員の算定は、「建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準」(JIS A 3302-2000)によらなければならない。
- (6) 下水道処理区域内における排水計画は、市の下水道計画に合致した流下方向としなければならない。
また、排水設備等は下水道条例に従うものとしなければならない。

3. 排水設備の構造等

- (1) 管渠の最小径及び流速は、次のとおりとしなければならない。

項目	最小径	流速
污水管	200mm	毎秒0.6m以上3.0m以下
雨水管	250mm	毎秒0.8m以上3.0m以下

※ 布設する管渠については下水道課と協議すること。

- (2) 管径が変化する場合、又は2本の管渠が合流する場合の接合方法は、原則として管頂接合又は水面接合としなければならない。
- (3) 人孔深2m以上及び雨水本管が合流する人孔に設置する人孔蓋にはロック付き転落防止用はしごを設置しなければならない。
- (4) 人孔蓋は飛散防止のため圧力解放型と蝶番式及び不法投棄防止のため鍵付と

する。

道路のカーブや交差点付近及び傾斜地に人孔を取り付ける場合は耐スリップ機能付き人孔蓋を設置しなければならない。

- (5) 吐口の位置及び構造は、放流する河川の管理者と事前に十分協議して決定しなければならない。
- (6) 吐口は放流先の河川、水路等の護岸施設および河床を損なわない構造にしなければならない。
- (7) 人孔の間隔は、次のとおりとしなければならない。

管渠口径別の人孔の最大の間隔

管渠径(mm)	600以下	1,000以下	1,500以下	1,500超
最大間隔(m)	75	100	150	200

- (8) 汚水管の断面決定における余裕率は、次のとおりとしなければならない。

管渠の内径(mm)	余 裕
700未満	計画下水量の100%
700以上1,650未満	計画下水量の50%以上100%以下
1,650以上3,000以下	計画下水量の25%以上50%以下

4. 排水設備の規格

- (1) 排水設備の管径及び勾配は、次表を基準とする。

[汚水]

排 水 人 口 (人)	管 径(mm)	勾 配
150未満	100以上	100分の2以上
150以上300未満	125以上	100分の1.7以上
300以上500未満	150以上	100分の1.5以上
500以上	200以上	100分の1.2以上

[雨水]

排 水 面 積 (㎡)	管 径(mm)	勾 配
200未満	100以上	100分の2以上
200以上400未満	125以上	100分の1.7以上
400以上600未満	150以上	100分の1.5以上
600以上1,500未満	200以上	100分の1.2以上
1,500以上	250以上	100分の1以上

- (2) 管の内径は、100mm以上としなければならない。ただし延長が3m以下のものは75mmとすることができる。
- (3) 始点、会合点、勾配及び方向の変化点には、柵を設置すること。
- (4) 柵の内径又は内径及び深さは、次表を基準とする。

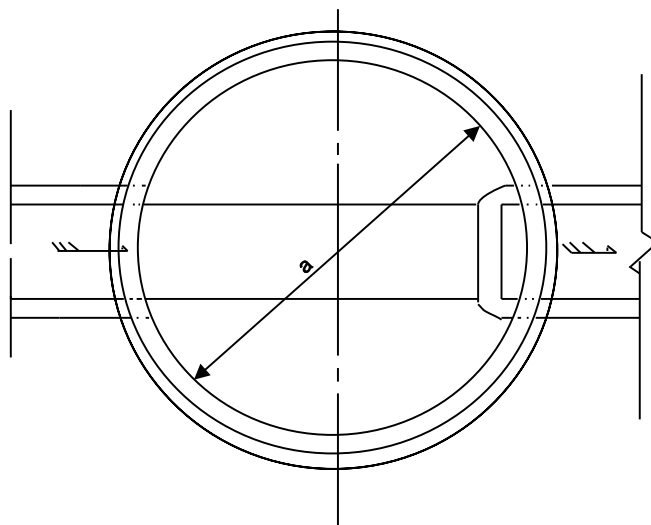
内径又は内径のり(cm)	深さ(cm)	会合可能本数
30以上	60以下	3本
35以上	90以下	4本
45以上	120以下	5本
60以上	150以下	5本以上
別 途 協 議	150を超えるもの	

- (5) 雨水排水のどろ溜は、15cm以上とすること。

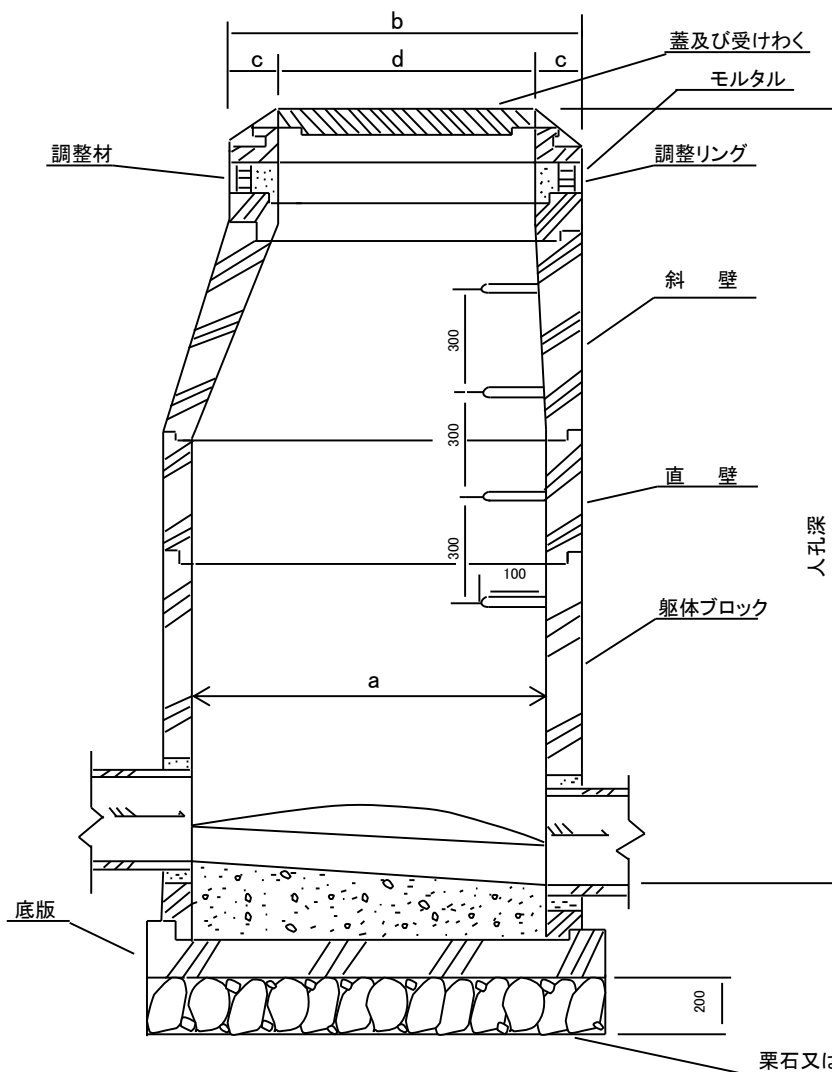
5. その他

- (1) 排水取出し管については、官民境においてその土被りを85cm以上確保しなければならない。
- (2) 大型の飲食店や工場、ガソリンスタンド、ディスポーザーシステム等を設置する場合などは下水道法に定める特定事業場、県の定める悪質排水施設に該当する可能性がありますので別途下水道課と協議すること。

組立人孔標準構造図



平面図

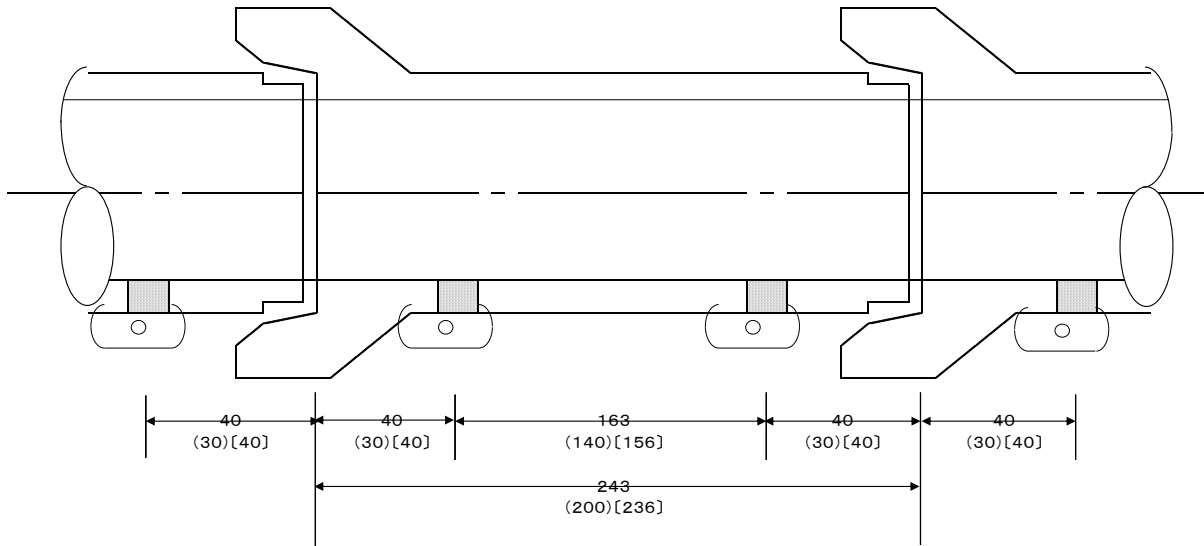


断面図

	寸法表(mm)	
	0号人孔	1号人孔
a	750	900
b	820	820
c	110	110
d	600	600

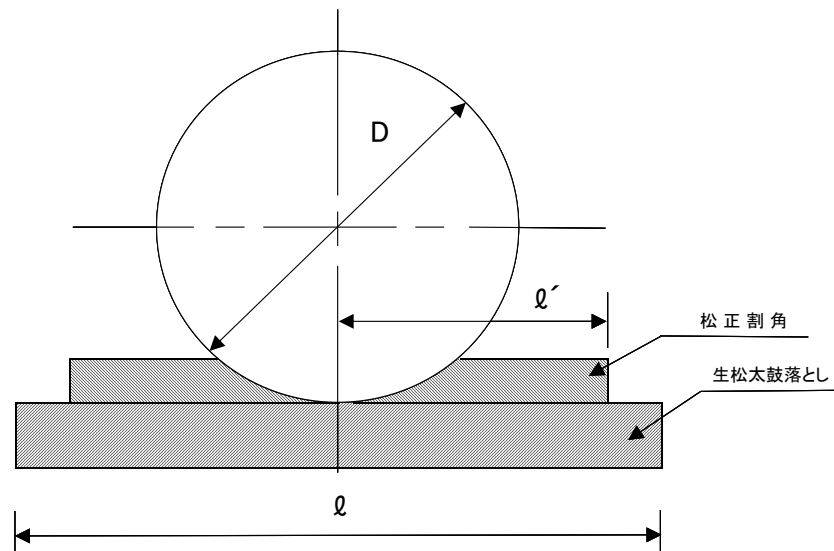
- (注) 1 人孔蓋 ダクタイル鋳鉄製
 2 側 塊 直壁 斜壁 JIS A 5317
 3 接続管 内径600mm以下

管 布 設 標 準 図



ま くら 土 台 基 礎 寸 法 表

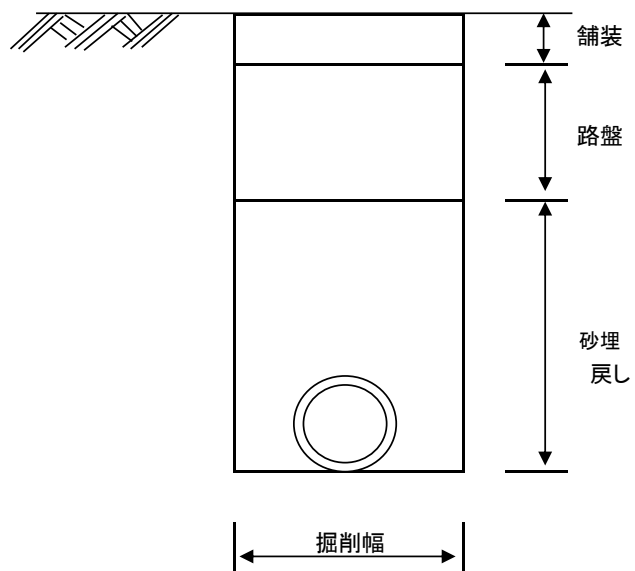
内 径 (D) (mm)	基 礎 幅 (ℓ) (mm)	くさび材長さ (ℓ') (mm)	適 用
250 ~ 300	450	150	くさび材は片側長
400	450	150	くさび材は片側長
450 ~ 600	600	200	くさび材は片側長
700 ~ 1,000	900	300	くさび材は片側長



ま くら 土 台 材 料 寸 法 表

内 径 (mm)	横 木 材	く さ び 材
	生松太鼓落とし(mm)	松正割 角(mm)
	末 口 仕 上 げ	
250 ~ 350	105 × 75	60 × 60
400 ~ 600	120 × 90	60 × 60
700 ~ 1,350	150 × 120	75 × 75

掘削標準図

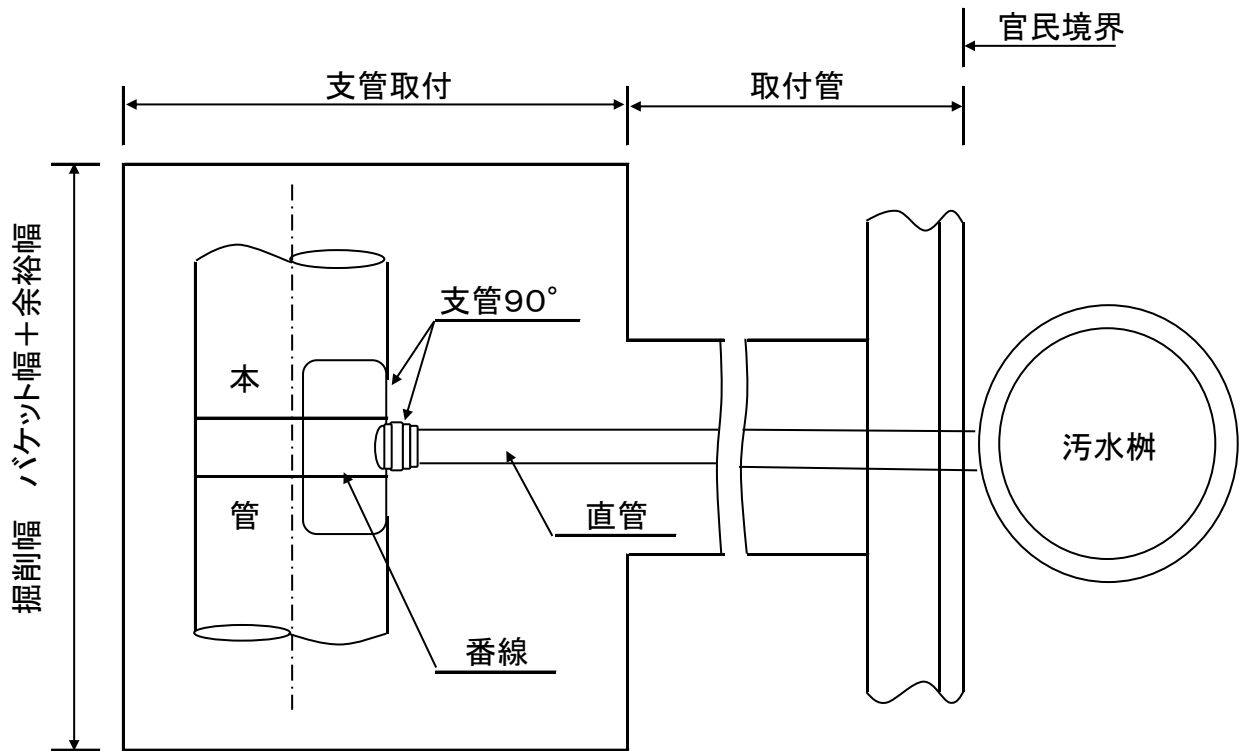


掘削幅寸法表

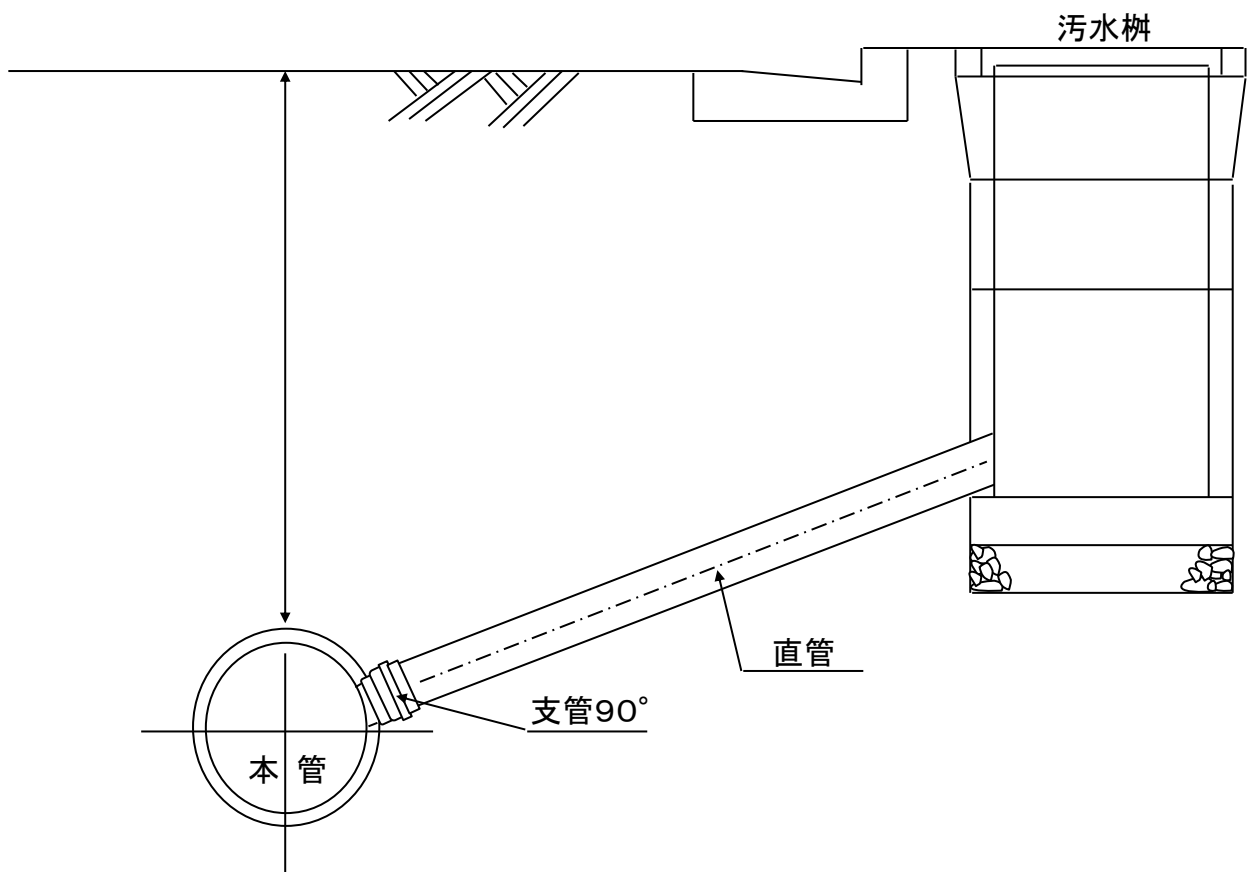
内径(mm)	掘削幅(mm)
250	850
300	900
350	950
400	1,000
450	1,100
500	1,150
600	1,350
700	1,450
800	1,600
900	1,750

汚水取り出し管標準図

平面図

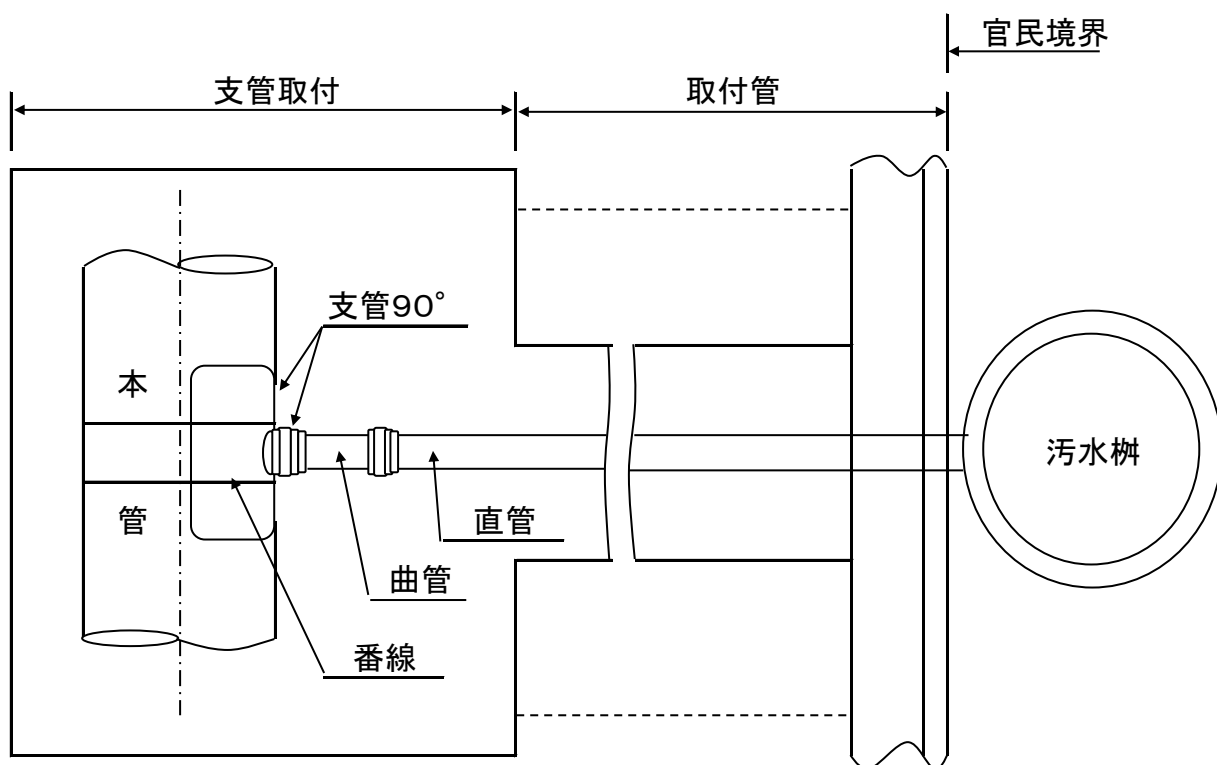


断面図

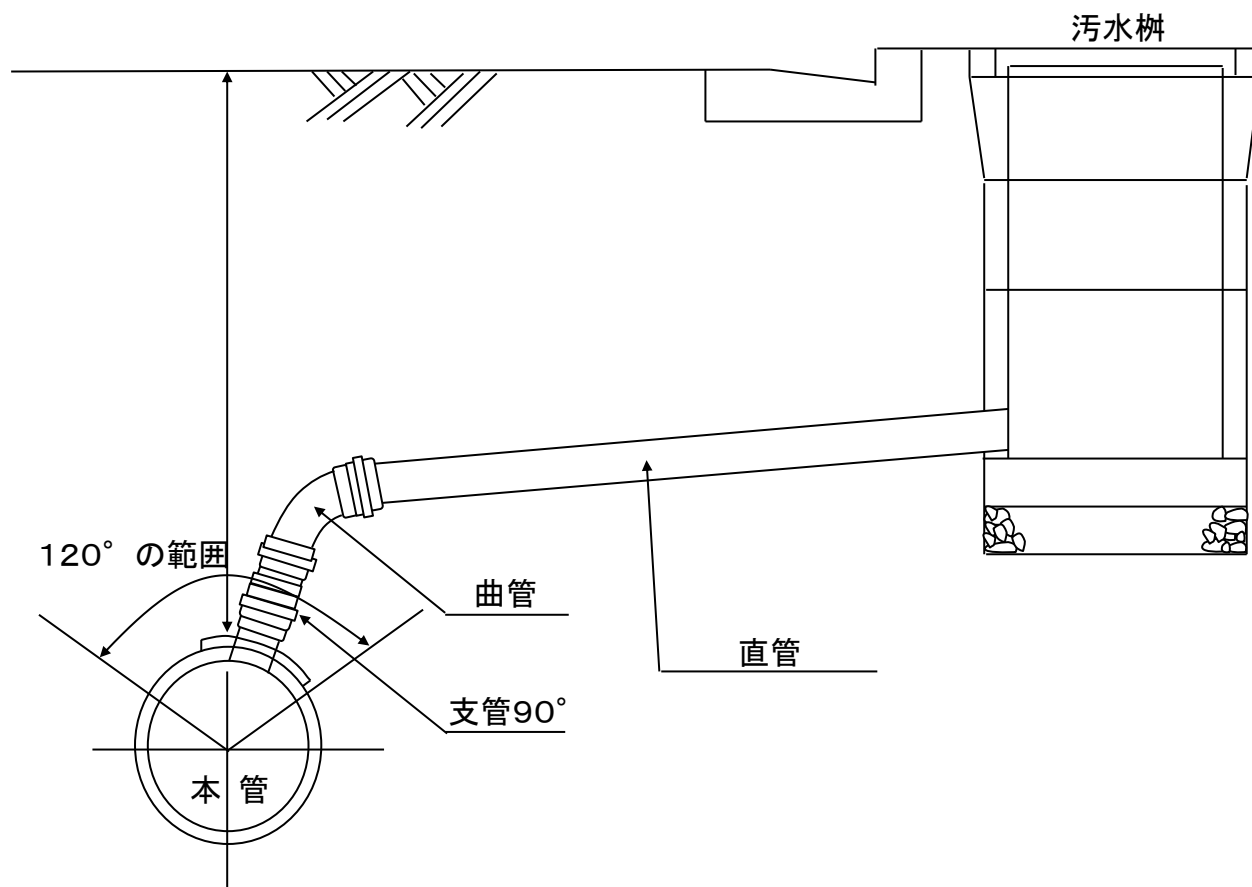


汚水取り出し管標準図

平面図

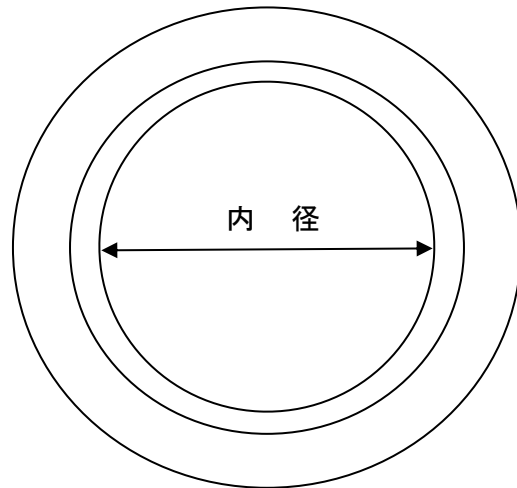


断面図



汚水枳

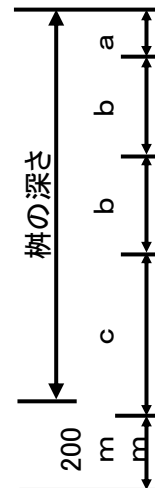
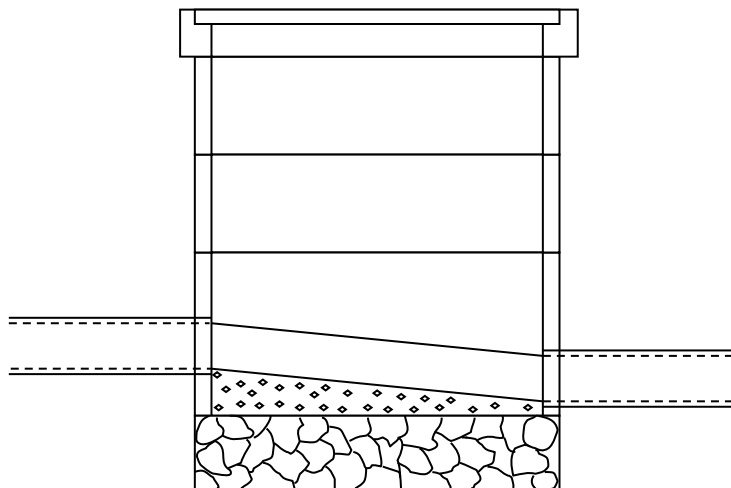
平面図



内径
300
360
400

(単位 mm)

断面図

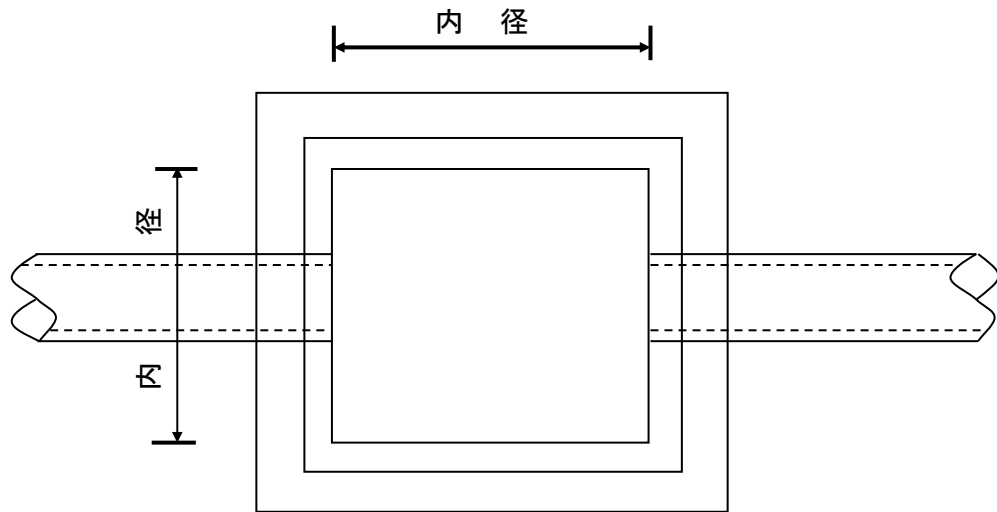


内径		300	360	400
種別		高さ	高さ	高さ
受け枠	a	85	115	200
		150		
		200		
側塊	b	40	40	40
		95	60	60
		150	80	80
		200	200	100
			248	200
側塊	c			400
		200	235	230

(単位 mm)

雨水枥

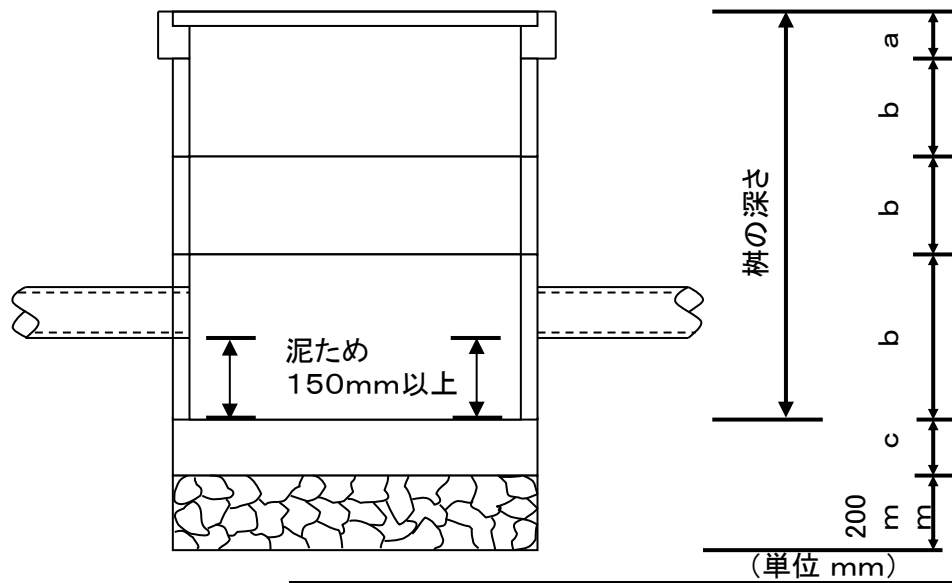
平面図



内径
350
500
700

(単位 mm)

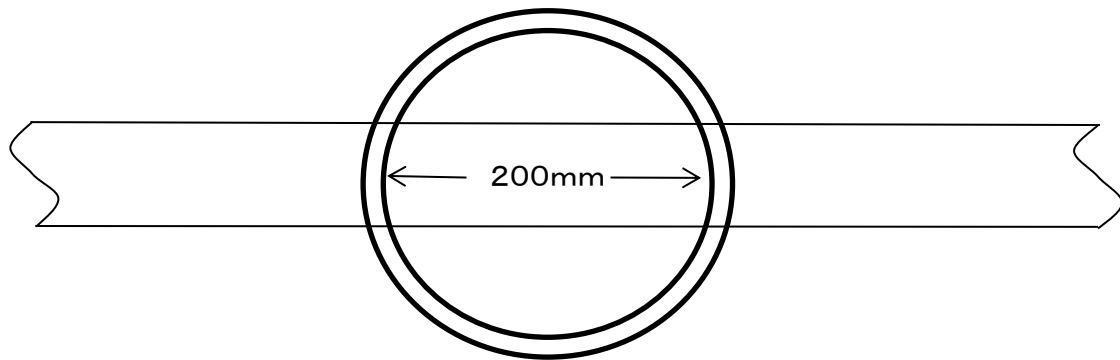
断面図



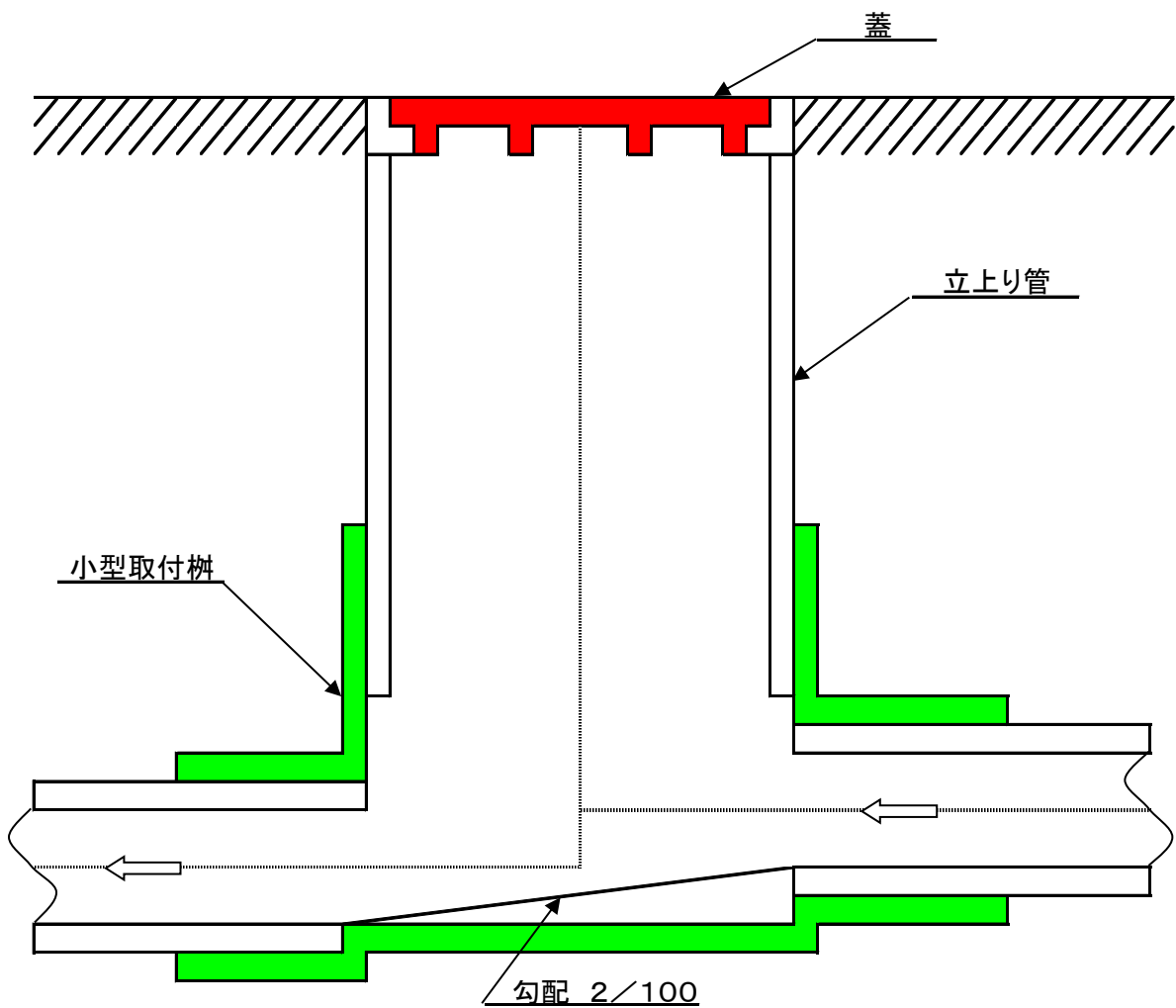
内径		350	500	700
種別	高さ	高さ	高さ	高さ
受け枠	a	45	50	60
長形 甲	b	150	200	
長形 乙				200
側塊	c	200	200	200
		500	500	500
側塊	d	90	90	180

汚水枳（ビニール枳）

平面図



断面図



1. 適用範囲

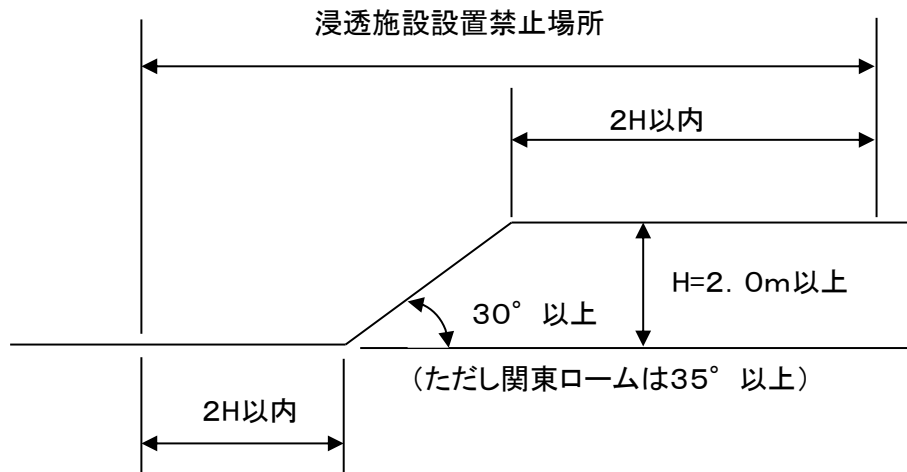
開発面積が500㎡以上10,000㎡未満の場合

2. 検討事項

(1) 施設計画の時

ア) 浸透水によって地すべり又は、崩壊が予想される場所では、雨水浸透による雨水処理計画は適さない。

斜面近傍の設置禁止計画の目安



イ) 雨水浸透施設の見詰まり防止の為、浸透させる水は屋根に降った雨水だけを浸透施設に導くように配管の計画を行う。

なお、路面排水等を浸透処理する場合は、目詰まり及び地下水等に与える影響を事前に調査するとともに、屋根雨水の浸透施設とは別に配管系統を計画すること。

(2) 施工の時

ア) 浸透面の保護に充分注意を払い、浸透能力を損なわないようにする。

イ) 浸透柵及び浸透トレンチの埋戻土がトレンチなどの碎石中に混入しない様に十分注意する。

ウ) 浸透施設流入口への接続箇所には、落葉等の流入を防止する為に網などのスクリーンを設置する。

エ) 浸透施設末端は、最終雨水柵を設置し雨水管に接続する。但し、浸透施設に必要な水深を減ずることのないように注意する。

オ) 浸透トレンチ内に充分雨水が行き渡るようにトレンチ内における透水管の配管に注意する。

(3) 維持管理

ア) 梅雨、台風シーズン前には、雨水柵のスクリーン等に溜まった落葉等の清掃を行う。

イ) 路面排水等を浸透処理する場合は、目詰まり及び地下水等に与える影響について追跡調査する。

浸透トレンチ管施設規模計算書

建築主	住 所			
	氏 名		TEL	
設計者	住 所			
	氏 名		TEL	
申 請 地 番		朝霞市		
敷 地 面 積		m ²	主 要 用 途	
建 築 面 積		m ²	構 造・規 模	造 階

1) 計画水深

□ 1. 0m

☐ 1. 3m

※どちらかに、チェックをする。

2) 必要な浸透面積(A)

m^2 =  ×  ヘクタール

敷地面積をヘクタールに換算する。
 (1ヘクタール=10,000 m^2)

計画水深が1.0mの場合は334と記入する。
 計画水深が1.3mの場合は257と記入する。

3) 必要なトレンチ管の長さ

必要な浸透面積(A) 浸透枥がある場合は底面積の合計

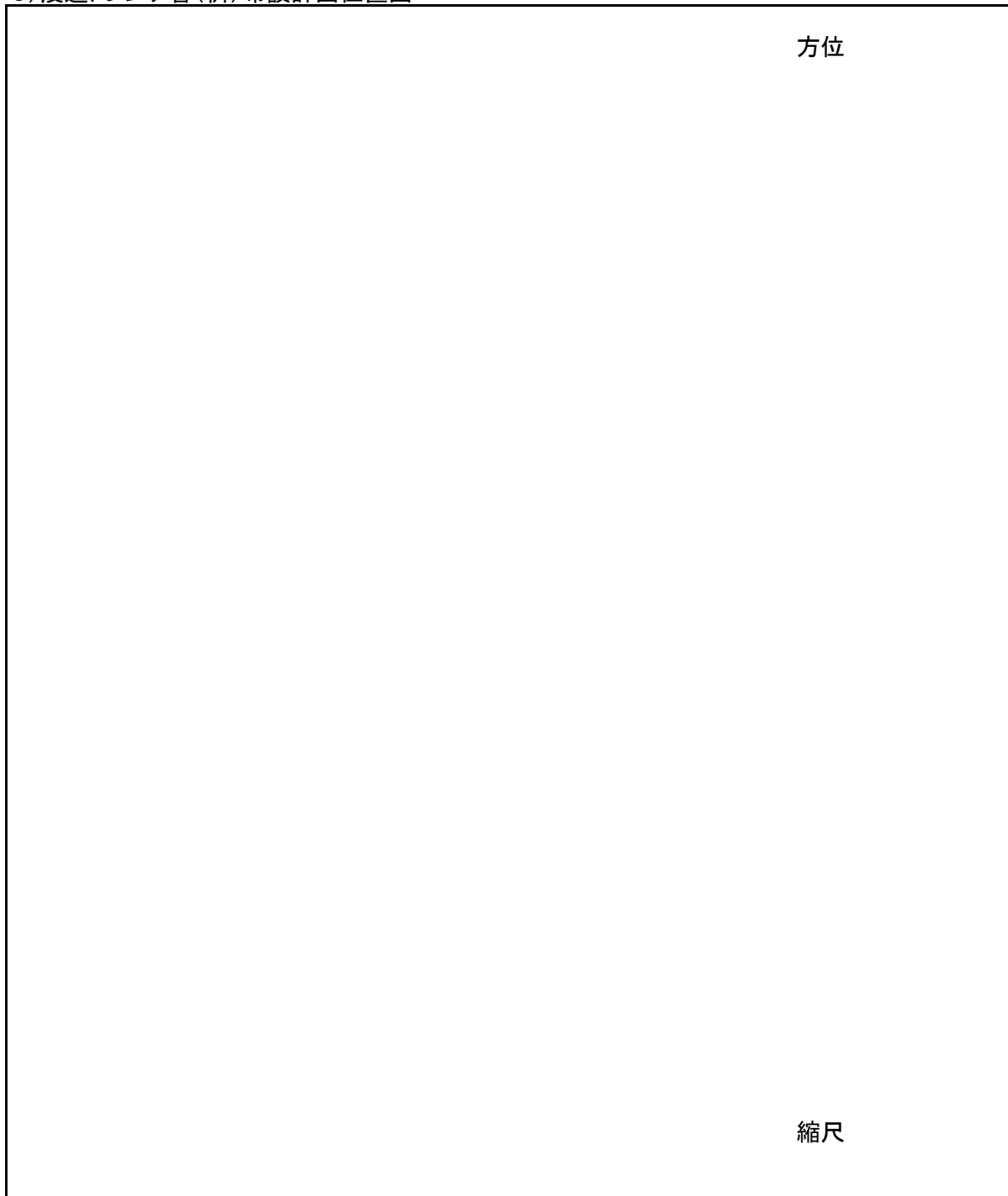
トレンチ管の長さ

$\underline{\hspace{1cm}} m$ = $\begin{array}{c} \downarrow \qquad \qquad \qquad \downarrow \\ \hspace{1cm} m^2 - \hspace{1cm} m^2 \\ \hspace{1cm} m \end{array}$

トレンチ幅

4) ①布設する浸透トレンチ管の長さ $\frac{\text{m}}{\text{m}^2}$ 必要なトレンチの長さ $\frac{\text{m}}{\text{m}^2}$
 ②布設する浸透柵の1個当たりの底面積 $\frac{\text{m}^2}{\text{個}}$ 合計 $\frac{\text{m}^2}{\text{個}}$

5)浸透トレンチ管(枳)布設計画位置図



※トレンチ枳の大きさ及び深さ、トレンチ管の延長及び管径記入のこと。

トレンチ計算例

【設例1】 開発面積0.1ha(屋根面積率34%を超えるもの)

ローム層で雨水浸透処理をする。

ア 設計基準

屋根面積率(60%)

計画水深 1.0m

浸透トレンチ巾 50cm

イ 算出方法

・必要な浸透面積

$$334 \times 0.1 \text{ha} = 33.4 \text{m}^2$$

・浸透トレンチの長さ

$$33.4 \text{m}^2 / 0.5 \text{m} = 66.8 \text{m}$$

【設例2】 開発面積0.1ha(屋根面積率34%を超えないもの)

ア 設計基準

屋根面積率(20%)

計画水深 1.0m

浸透トレンチ巾 50cm

イ 算出方法

・必要な浸透面積

$$\textcircled{1} 334 \times 0.1 \text{ha} \times 20\% \div 34\% = 19.65 \text{m}^2$$

$$\textcircled{2} 334 \times 0.1 \text{ha} \times (34\% - 20\%) \div 34\% = 13.75 \text{m}^2$$

・浸透トレンチの長さ

$$\textcircled{1} 19.65 \text{m}^2 / 0.5 \text{m} = 39.3 \text{m}$$

$$\textcircled{2} 13.75 \text{m}^2 / 0.5 \text{m} = 27.5 \text{m}$$

※①の対象雨水は屋根部分の雨水のみ

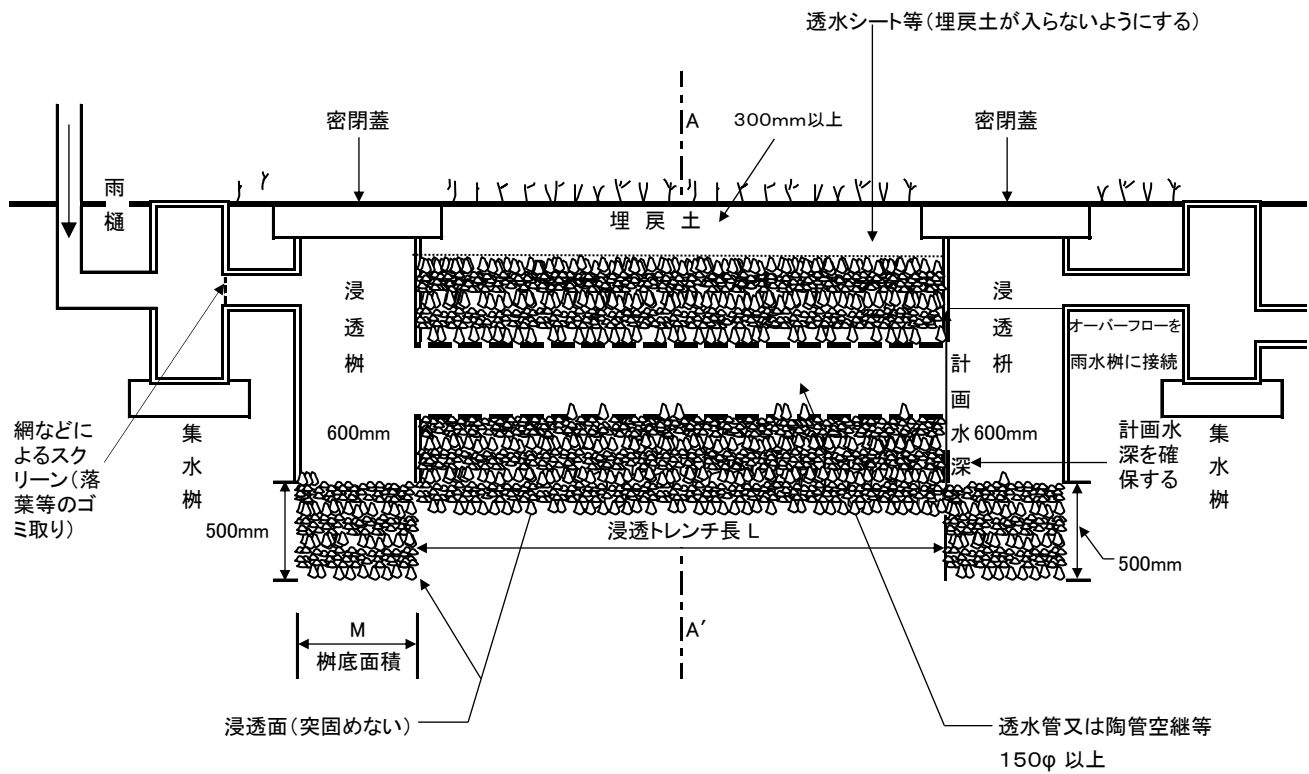
②の対象雨水は残地部分の雨水のみ

屋根面積率34%を超えないものについては不足分を残地で処理する

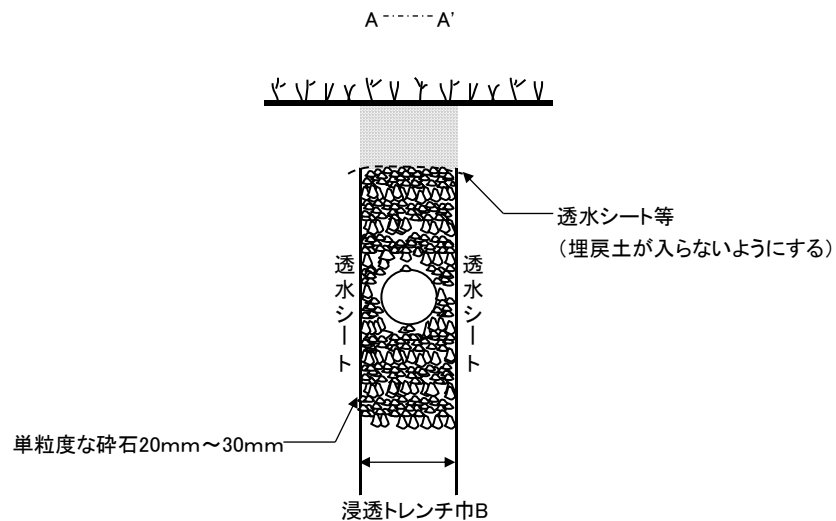
地下浸透雨水処理法

ローム層での雨水処理法

一般構造図



浸透トレンチ断面図



第4章 上水道の技術基準

上水道施設

1. 配水管・給水管

- (1) 布設する配水管及び給水管の口径・管種については、水道法に基づく構造及び材質とし、詳細は別途協議するものとする。
- (2) 配水管から分岐する給水管の布設位置は、建築物の配置を十分考慮して決定し、メーターについては、検針及び交換に際して支障のない位置に取り付けるものとし、戸建てについては、境界から約2 m以内、中高層建築物等は各戸付近に取り付けるものとする。
- (3) 配管は市の標準配管図のとおり配管すること。
- (4) 水道利用加入金及び手数料金額は朝霞市水道事業給水条例（以下「給水条例」という）に定める額とする。
- (5) 使用しない既存の給水管は、撤去するものとする。
(配水管においては、サドル分水栓止・給水管においては、サドル分水栓止及び分岐元止水とする)

2. 増圧給水設備

- (1) 増圧給水設備は、水道法に基づく給水装置の構造と材質に適合したもので、次の条件を満たすものでなければならない。
 - ① 共同住宅の世帯数は200戸までとする。
 - ② 1日最大給水量238立方メートル以下で、同時使用水量530ℓ/分（共同住宅の場合は661ℓ/分）以下とする。
 - ③ 日本水道協会規格「水道用直結加圧形ポンプユニット（JWWAB130）」または、同等以上の性能を有するものとする。
- (2) 増圧給水において、分岐が可能な配水管は口径75mm以上とし、分岐する給水引き込み管は配水管の2ランク以下とする。
- (3) 詳しくは、水道施設課で配布している「朝霞市直結給水システム実施基準」を参考にしてください。

3. 受水槽

- (1) 受水槽を設置し、各戸の検針及び徴収を市に委託する建築物。
 - ① 中高層建築物等の認定を受け、市と契約を締結しなければならない。
 - ② 親メータは貸与するものとする。
 - ③ 子メータ取り付け場所の大きさは、縦60cm程度・横60cm程度で奥行きは45cm程度とする。なお、開口扉はメーターの検針及び交換に

際して支障のない大きさにすること。

- ④ポンプが故障した際の非常用として、共用栓または、散水栓を直結メーターで設置しなければならない。

(2) 容量・引込口径

- ①共同住宅における受水槽容量は、計画一日使用水量の2分の1を有効に確保するものとする。計画一日使用水量の算定については、一人一日使用水量（260ℓ）×使用人員とし、使用人員の策定基礎は、「建築物の用途別による、し尿浄化槽の処理対象人員算定基準

（JISA3302-2000）」によるものとする。

（例 延床面積70㎡×0.05＝3.5人 3.5人に満たないとき3.5人とする。ただし、上限を6人とします。）

なお、ワンルーム（1K・1DK）形式で延床面積25㎡未満については1.5人とし、25㎡以上は2人とする。

- ②共同住宅以外の用途については、日本水道協会発行の「水道施設設計指針」等を参考にすると共に、当該建築物の規模や用途を十分考慮して決定するものとする。

- ③引き込み口径と親メーターの口径は下記の表に定めたものとする。

受水槽の有効容量（m ³ ）	引き込み口径（mm）	メーター口径（mm）
13未満	25	20
13以上16未満	30	25
16以上28未満	40	30
28以上56未満	40	40
56以上	別途計算	別途計算

(3) 施工

- ①受水槽に取り付けるボールタップは、流量調整器付としなければならない。
- ②受水槽以下の配管についても、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合するものとする。
- ③配管は、凍結時に備え必要な保温を施するものとし、各系統ごとに表示しなければならない。
- ④系統別にバルブを取り付けると共に、子メータ上流部にメーター用ボール止水栓（伸縮型）、下流部にメーター用ボール逆止弁（伸縮型）を取り付けなければならない。
- ⑤水圧テストと十分な洗管を行い、子メーターを取り付けるものとする。

4. 管理

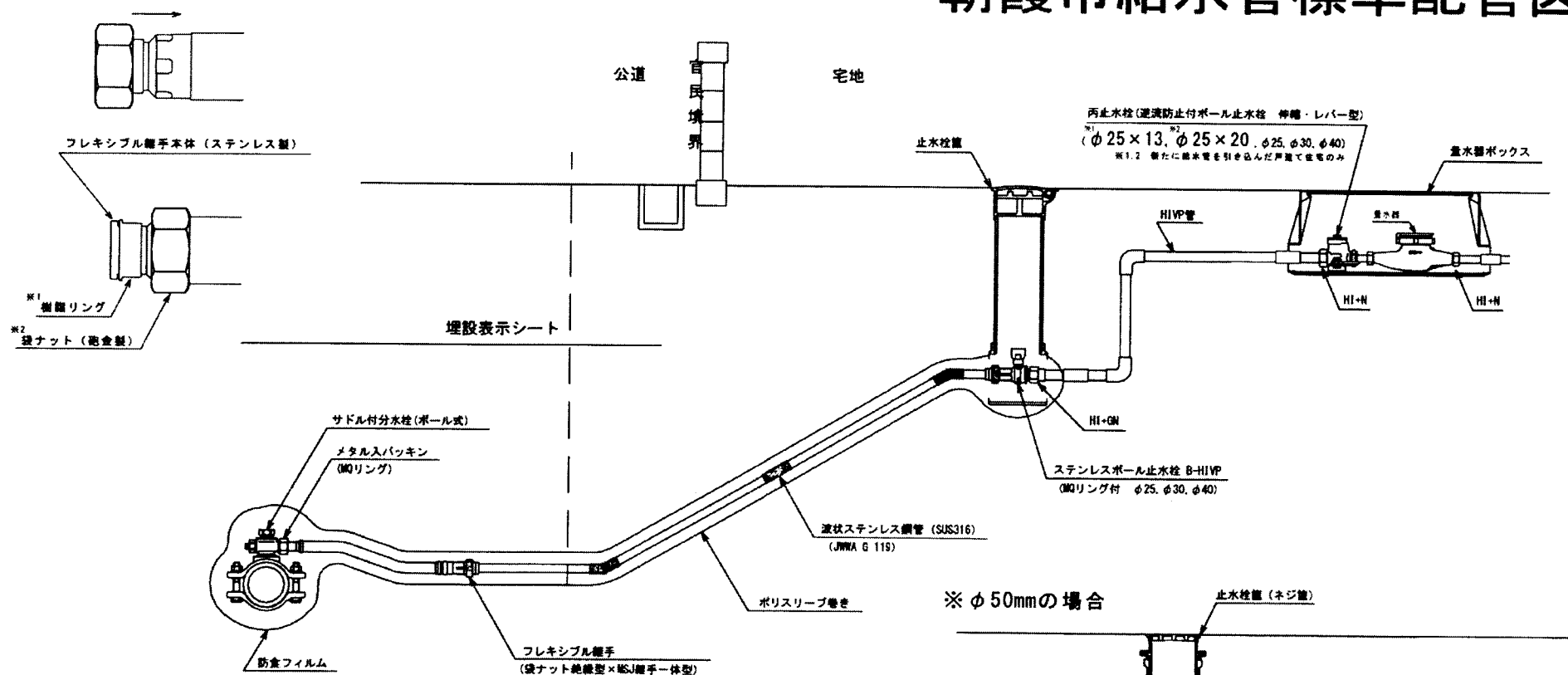
①共同住宅の設置者はポンプ設備等がある場合は、故障した際の対処方法について、予め入居者及び管理者等に周知しておかなければならない。

②ビル・マンション及び学校等に設けられた受水槽（10 立方メートル超）などの給水施設は「簡易専用水道」として水道法の適用を受けています。その設置者の方は、常に安全で衛生的な飲み水を確保するために年一回定期的に検査を受けなければなりません。

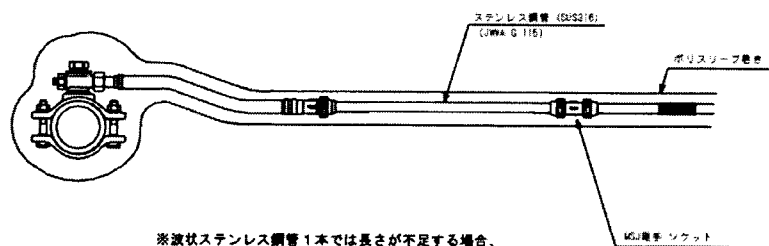
また、10 立方メートル以下の小規模受水槽についても、給水条例施行規程により受水槽の清掃と水質等の検査を年一回受けるようになっています。

⚠ サドル付分水栓は従来通り砲金製のものを使用します。
異種金属接触腐食防止のため、フレキシブル継手のサドル付分水栓側の袋ナットが砲金製であること、袋ナット内側に絶縁のための樹脂リングが入っていることを必ず確認してください。

※1.2 袋ナットと絶縁リングが一体となっている製品もあります。

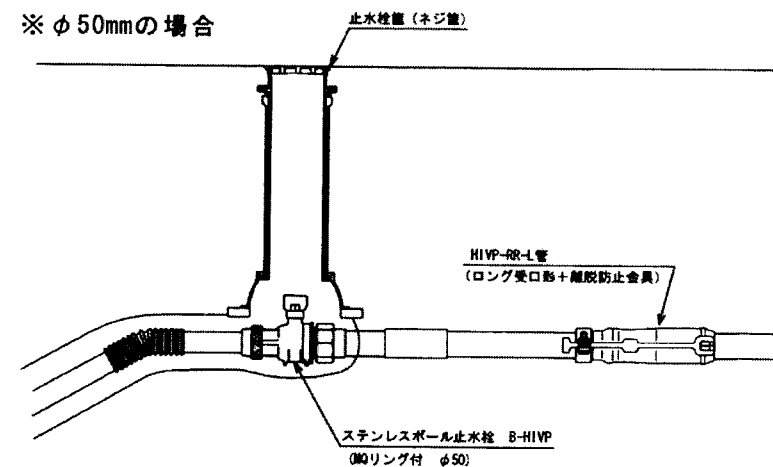


※鋼鉄管からの分岐の場合、サドル付分水栓に密着コアを施工してください。



※波状ステンレス鋼管 1 本では長さが不足する場合、
フレキシブル継手衛はステンレス鋼管(直管)でも構いません。

※ $\phi 50\text{mm}$ の場合

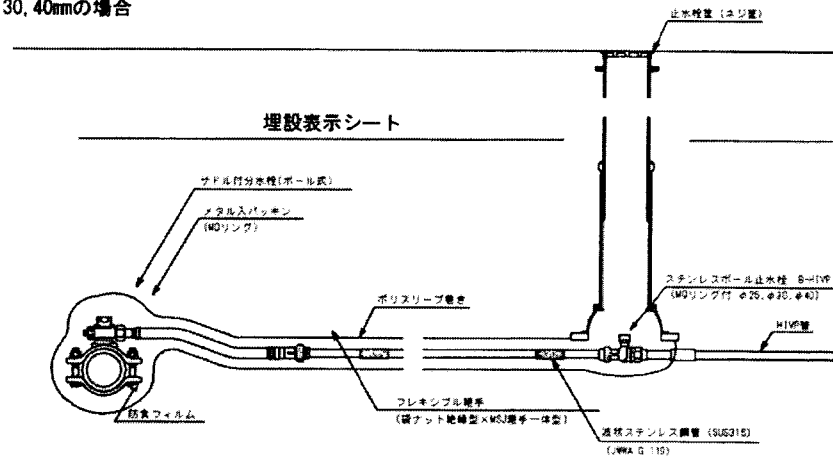


※離脱防止金具は全箇所施工してください。

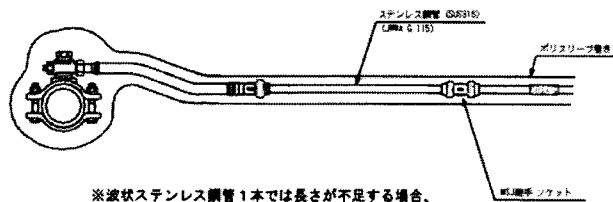
⚠ ステンレス鋼管の接合部は、すべて溝付け用ワンタッチ方式の伸縮可とう式継手にて施工を行ってください。

⚠ ステンレス鋼管を使用するのは、サドル付分水栓から分岐して最初の止水栓までです。

・φ25, 30, 40mmの場合



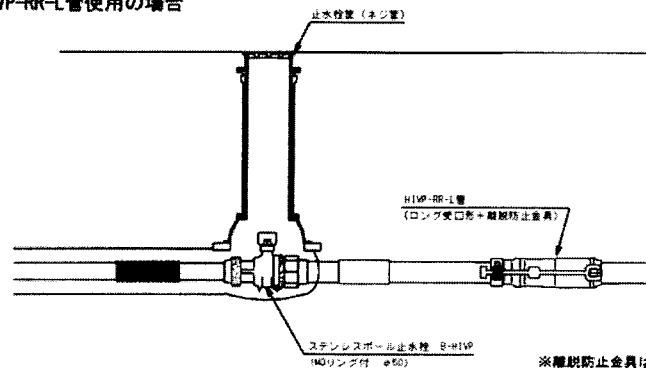
※鋼鉄管からの分岐の場合、サドル付分水栓に密着コアを施工してください。



※波状ステンレス鋼管1本では長さが不足する場合、フレキシブル継手はステンレス鋼管(直管)でも構いません。

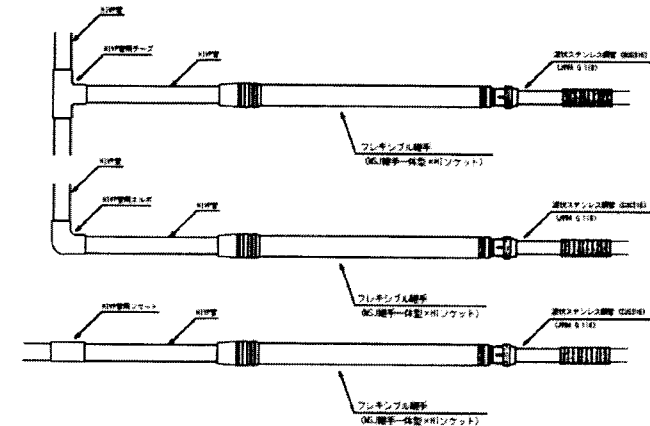
⚠ ステンレス鋼管の接合部は、すべて溝付け用ワンタッチ方式の伸縮可とう式継手にて施工を行ってください。

・φ50mm HIVP-RR-L管使用の場合

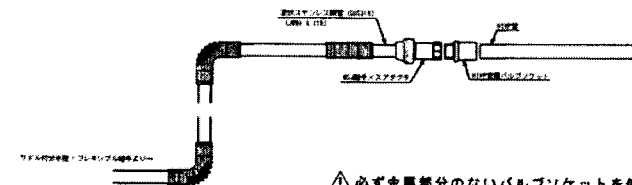


※道路内から宅地内への分岐は、配水管から分岐する場合、他の給水管から分岐する場合を問わず、原則としてサドル付分水栓にて行ってください。
(分岐後の配管については、朝霞市給水管標準配管図を参照してください。)

サドル付分水栓を用いることができない場合は下記の配管例を参照のこと。

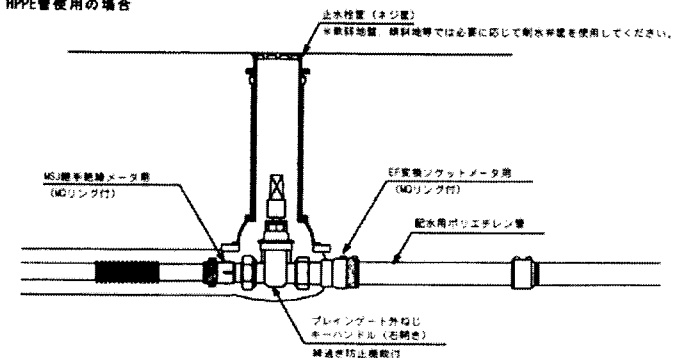


※取り出し変更時、道路内にて既設給水管に接続の場合は下記の配管例を参照のこと。



⚠ 必ず金属部分のないバルブソケットを使ってください。

※φ50mm HPPE管使用の場合



第5章 公園等の技術基準

条例別表第3（第24条関係）都市計画法第33条第3項に規定する技術細目の制限の強化又は緩和における公園、緑地又は広場の定義は、次に掲げるものとする。

1. 公園

主として住民の戸外における休息・鑑賞・遊戯・その他レクリエーションの用に供するため設けた公共空地をいう。なお、整備要件としては、遊戯施設等を設けていることを必須とする。

2. 緑地

都市における自然地の保全、清風の供給、公災害の防止、地域間相互の干渉、もしくは歩行者の快適な通行の用に供するため設けた公共空地をいう。

3. 広場

主として、住民相互の交流及び都市美の増進を目的として設けた公共空地を言う。なお、整備要件としては、ベンチ等便益施設が整備されているものをいう。

条例施行規則別表第4（第19条関係）公園等の整備に関する補足

（1）公園の位置について

1. 開発行為において設置する建築物が住居である場合、上部からものが落下してくる可能性があるため、提供公園と建築物との離隔は2 m以上確保すること。
2. 上下水道、電気、ガス等の本管（線）や当該住宅のためのこれらの支管（線）が提供公園内（上空含む）を通過、埋設（占用）することは原則として認めない。
3. 道路計画や消防活動用地等、公園計画と競合するものとの関係を十分に考慮し、公園の位置を決定すること。
4. 公園内を消防活動用空地とすることは認めない。
5. 開発事業により建設される住宅や近隣より、自転車等の車両や粗大ゴミ等が公園内に持ち込まれ、放置・占拠されることがないように、その対策を講じること。
6. 公園の隣接地境界については、境界の折れ点ごとに境界杭又は境界プレートを設置し、地先境界ブロック等で敷地の境界を明確にすること。

（2）公園施設の整備基準について

1. 出入口については、条例施行規則別表第4（第19条関係）公園等の整備（2）に加え、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）（平成18年法律第91号）、「都市公園移動等円滑化基準」（平成18年国土交通省令第115号）や「埼玉県福祉のまちづくり条例」（平成7年埼玉県条例第11号）の基準に基づき、バリアフリー化を図ること。また、通路や水飲み、手洗い等便益施設についても上記基準に基づき行うものとするとともに、利用者の安全に配慮した施設整備を行なうこと。

出入口、水飲み場、舗装についての標準図は別添図のとおりとする。

2. 設置する遊具の構造設計及び設置に関する事項については、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」（平成26年国土交通省）及び「遊具の安全に関する基準」（平成26年社団法人日本公園施設業協会）に基づく規格に準じるものとし、利用者の安全に配慮した施設整備を行なうこと。

園名板及び制札板の標準図は別添図のとおりとする。

3. 近年ホームレスが公園内にて寝泊りをすることが多くなっているため、ベンチを設置する場合は、寝転び行為を防止する加工処理を施すこと。

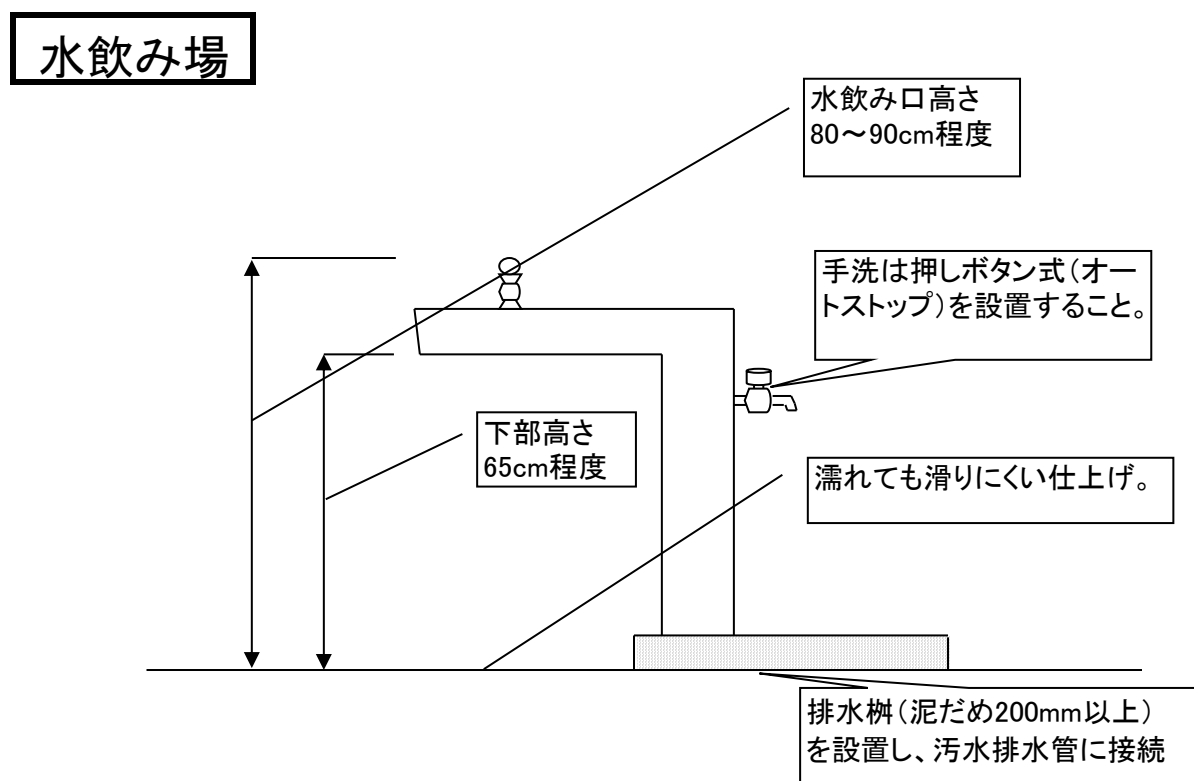
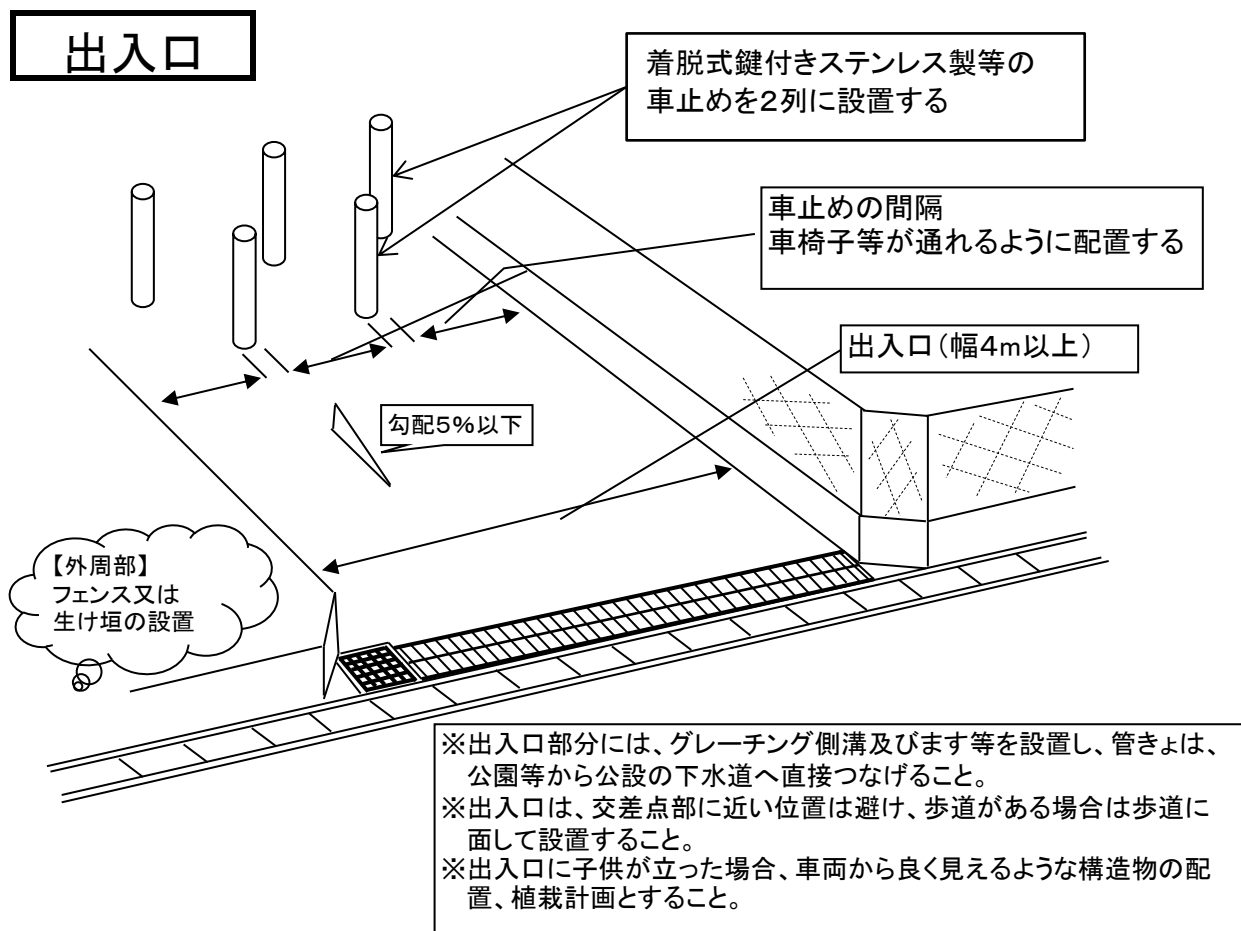
ベンチの標準図は別添図のとおりとする。

(3) 公園植栽の整備基準について

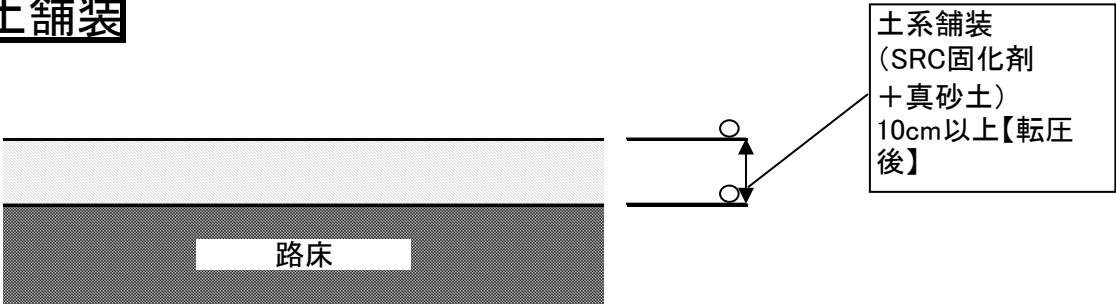
1. 人体に強い被害を及ぼすチャドクガが発生しやすいツバキ、サザンカ、カンツバキ等のツバキ科の樹木は、人に触れるような可能性のある位置には植樹しないこと。
また、提供公園のような小規模公園においては、上記の樹種は管理上の理由もあり植樹を行わないことが好ましい。
2. 高木は、隣接地境界や公園灯に近接して植樹すると、将来日照及び照明を遮ることや、枝の侵入等の障害が発生し、管理面に支障が生じるため、その植栽位置として十分な離隔を確保すること。
3. 生垣、低木を境界沿いに植樹する場合は、境界構造物との間に作業員が入り、刈り込み作業を行うことができる作業幅を確保すること。

(4) 公園整備工事完成時に提出する書類について

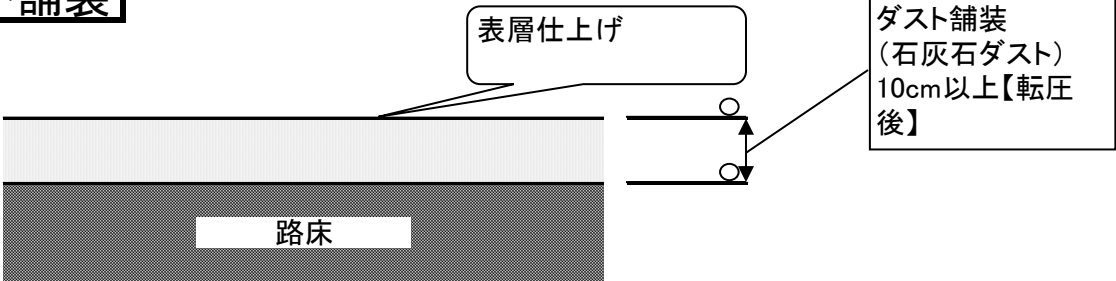
1. 提供公園整備工事完成時に、朝霞市に提出する書類は表1、表2のとおりとする。



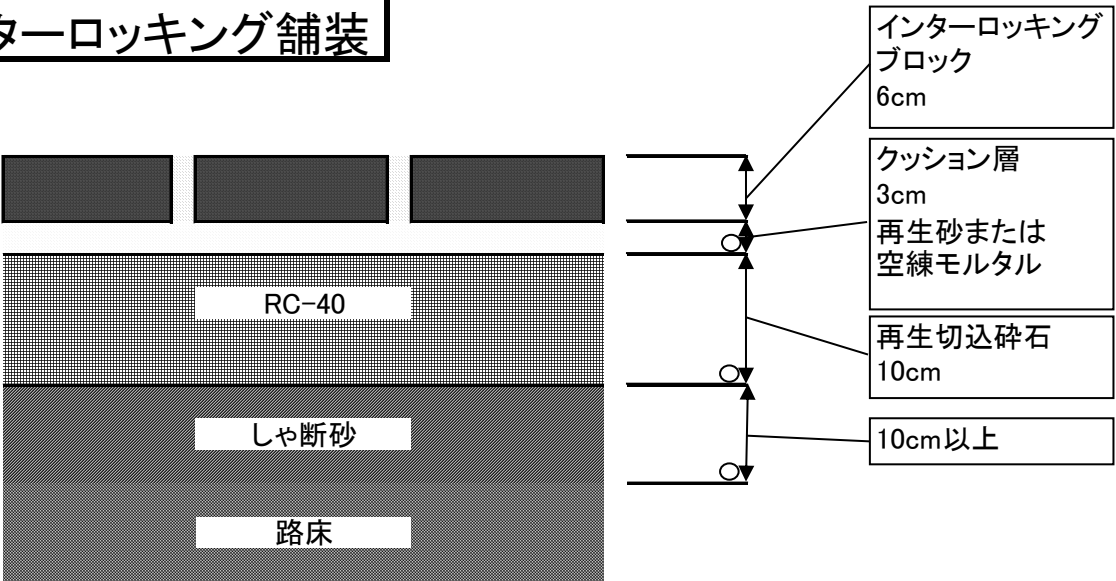
真砂土舗装



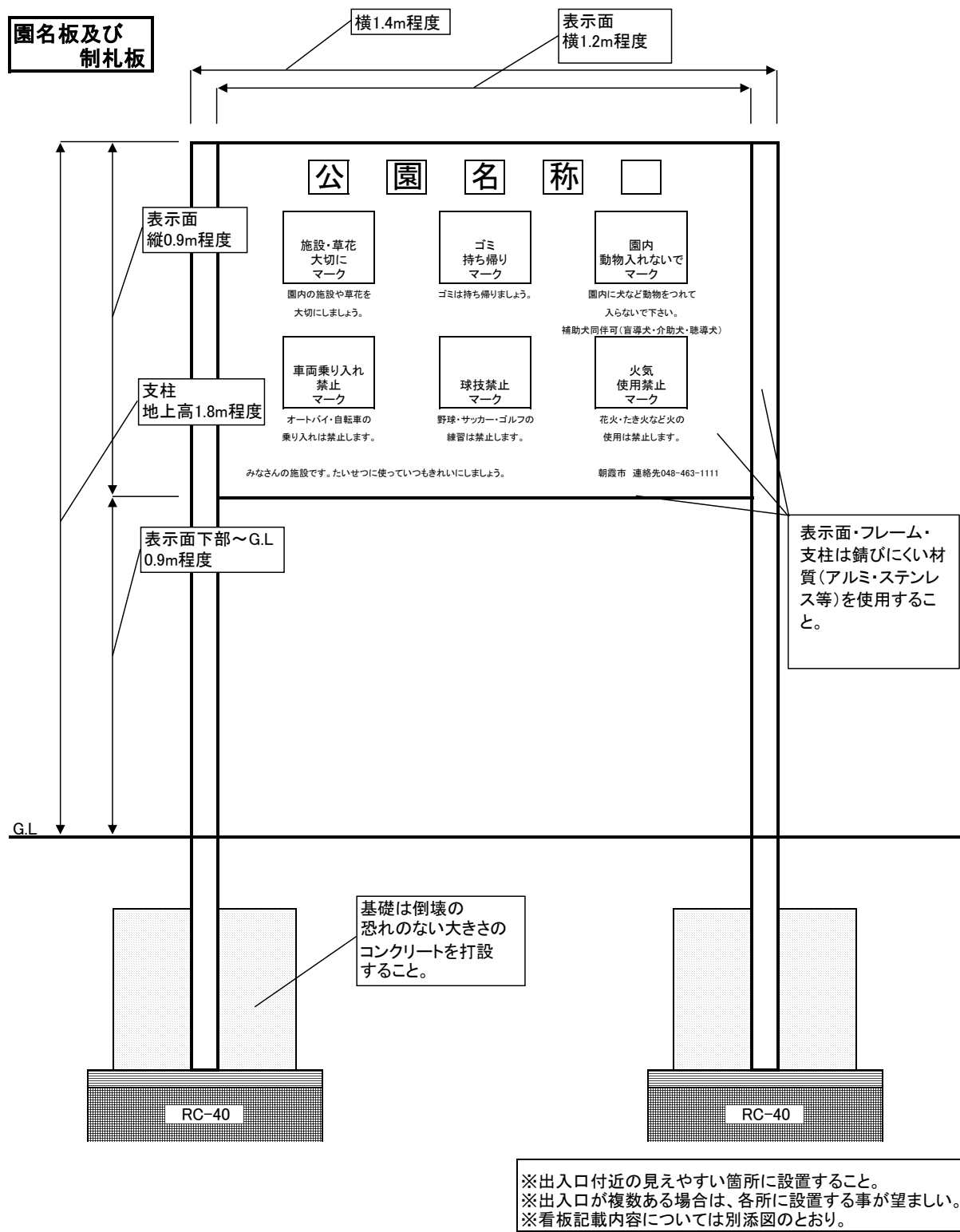
ダスト舗装



インターロッキング舗装



○ は、ローラ転圧





えんない しせつ くさばな
園内の施設や草花を
たいせつ
大切にしましょう。



ち かえ
ゴミは持ち帰りましょう。



えんない いぬ どうぶつ
園内に犬など動物をつれて
はい
入らないでください。
ほじょけんどうはんか もうどうけん かいじょけん ちょうどうけん
補助犬同伴可(盲導犬・介助犬・聴導犬)



オートバイ・自転車
の いてんしゃ
の 乗り入れは禁止します。



やきゅう
野球・サッカー・ゴルフの
れんしゅう きんし
練習は禁止します。



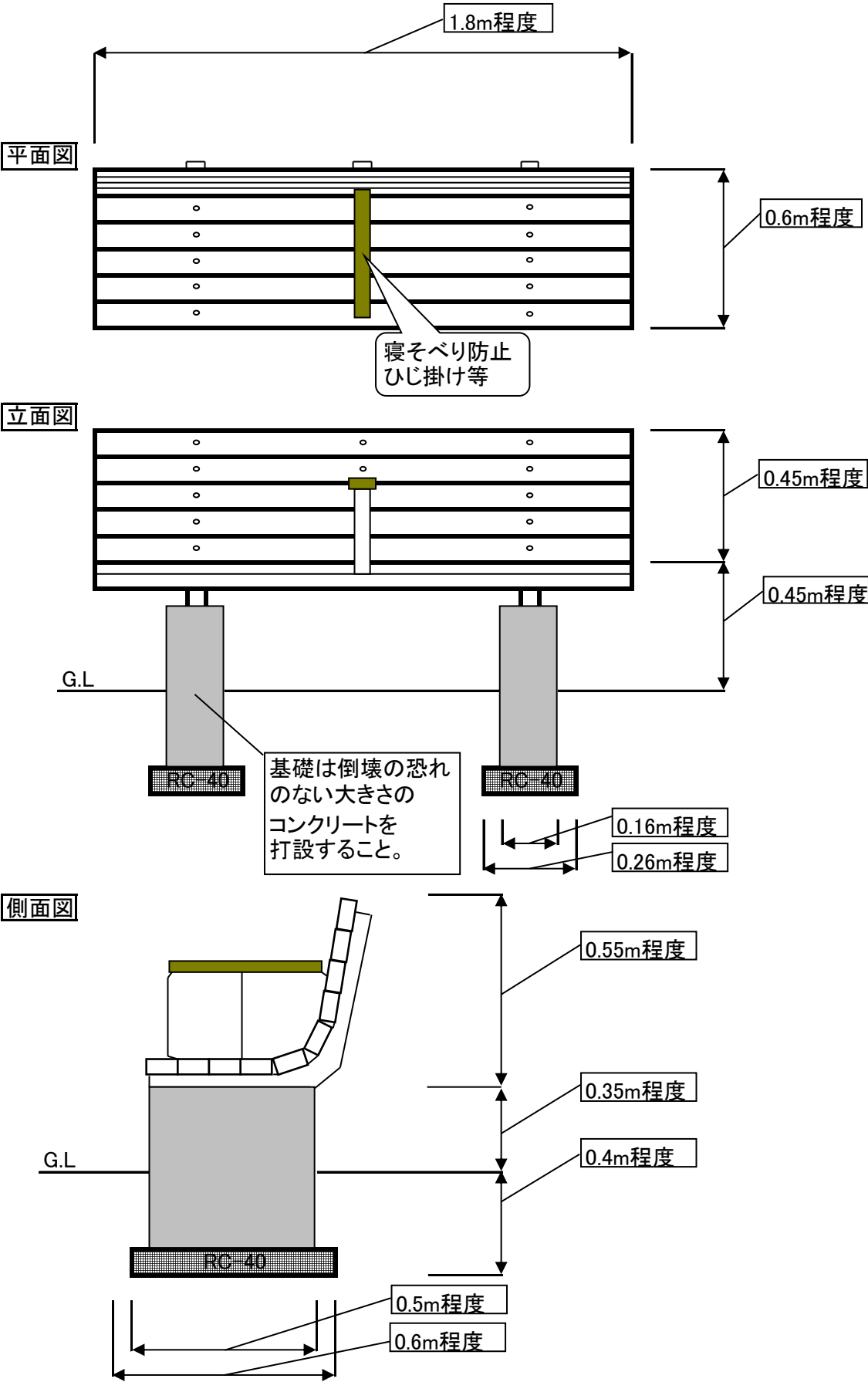
はなび び ひ
花火・たき火など火の
しょう きんし
使用は禁止します。

みなさんの施設です。たいせつに使っていつもきれいにしましょう。

朝霞市 連絡先 048-463-1111

ベンチ

※背伸ばしベンチなどのベンチ型健康器具系施設を積極的に採用すること。



条例施行規則別表第4(第19条関係)公園等の整備に関する補足

1. 公園等を設置する際に整備する台帳は、工事完了時に速やかにみどり公園課へ提出するものとし、次のとおりとする。

表1

図書名	数量	備考
目次	1式	上質70kg以上 B4とする。
1.位置図	1式	上質70kg以上 B4 1/2500程度とする。
2.沿革調書	1式	上質70kg以上 B4とする。
3.施設調書	1式	上質70kg以上 B4とする。
4.植栽調書	1式	上質70kg以上 B4とする。
5.現況平面図	各1面	1/50、1/100、1/200、1/250のいずれかとする。
6.求積図	各1面	1/200～1/500とする。
7.公図(写し)	各1面	
8.施設図	各1面	1/50、1/100、1/200、1/250のいずれかとする。
9.植栽図	各1面	1/50、1/100、1/200、1/250のいずれかとする。
10.現況写真	1式	全体図及び各施設を撮影したもの。サービスサイズ以上とする。
11.施設カタログ	1式	各施設構造図、保証書等とする。

※背表紙は、黒紙金文字製本とする。

※上記調書及び図面は、B4版に取りまとめ、目次写真等を整綴する。

※台帳については工事完成までに準備し、完成後速やかにみどり公園課へ正本2部提出する。

2. 提供公園等の所有権移転登記に必要な関係書類は、工事完了時に速やかにみどり公園課へ提出するものとし、次のとおりとする。

表2

必要書類	数量	備考
1.案内図	1部	1/2500程度とする。
2.地籍測量図(求積図)	1部	1/250又は1/500とする。
3.公図の写し	1部	法務局備付の1/500又は1/600とする。
4.土地全部事項証明書	1部	乙区欄の抵当権等の担保がすべて抹消されているもの。
5.印鑑証明書	1部	現所有者の印が確認できるもの。発行より3ヶ月以内のものとする。
6.履歴事項全部証明書	1部	土地の所有者が法人等の場合提出する。 代表者事項証明書または現在事項証明書に代えることも出来る。
7.登記原因証明情報・承諾書	1部	地番等は土地全部事項証明に合わせる。 日付は空欄とし、捨て印を1箇所捺印すること。
8.その他必要書類	適宜	その他帰属手続きに際し、市長が特に必要と認めるもの。

※提出する書類の部数は、各1部とする。

第6章 緑化の技術基準

1. 緑化面積

事業者は、開発事業等を行おうとするときは、次の開発事業の区分に応じ緑化施設（公園等又は植樹帯）を設置してください。

（1）開発区域の面積が500㎡未満の場合

500㎡未満の開発事業等を行う場合は、特に緑化基準は設けていませんが、積極的に緑化施設の整備に努めてください。

（2）開発区域の面積が500㎡以上3,000㎡未満の場合

区域の区分	建築物の用途	緑 化 基 準
近隣商業地域 又は商業地域	非住居系の建築物	特に整備基準は設けていませんが、開発区域の道路側などの緑化施設の整備に努めてください。
近隣商業地域 又は商業地域	住居系の建築物	開発区域の面積の10%以上の緑化施設の整備に努めてください。
その他の地域	すべての建築物	開発区域の面積の10%以上の緑化施設の整備に努めてください。

備考

- 開発区域内に一般に公開される道路用地等がある場合は、開発区域の面積から道路用地等の面積を除くことができます。
- 敷地が近隣商業地域や商業地域とそれ以外の地域にまたがる場合は、用途地域の面積比率に応じて、確保すべき必要緑化面積を算出してください。
- 緑化施設は地上部への設置を基本とします。
- 土地利用の状況により樹木の植栽が困難であると市長が認める場合で、自動車駐車場及び自転車等駐車場に芝生保護材を使用した芝その他の地被植物による緑化を行うときは、当該自動車駐車場及び自転車等駐車場を緑化施設とみなして、その面積に0.9を乗じて得た面積を緑化面積に算入することができます。
- 近隣商業地域又は商業地域内において住居系の開発事業を行う場合で、地上部に緑化施設の設置が困難な場合又は土地利用の状況により緑化施設の設置が困難な場合は、次に掲げるものを緑化施設とみなして面積に算入することができます。

緑化施設	緑 化 基 準
屋上緑化	高木、低木、芝その他の地被植物、こけ類又は多肉植物類等で緑化するものとし、緑化面積の算定は、植栽面積に0.7を乗じて得た面積を緑化施設とすることができます。

壁面緑化	つる植物等で緑化するものとし、緑化面積の算定は、補助資材が整備されている場合は、補助資材で覆われている面積に0.9を乗じて得た面積、補助資材が整備されていない場合は、外壁の直立部分の水平投影の長さの合計に1mを乗じて得た面積に0.9を乗じて得た面積を緑化施設とすることができます。
自動車駐車場及び自転車等駐車場の緑化	芝生保護材を使用して芝などの地被植物で緑化するものとし、緑化面積の算定は、植栽面積に0.9を乗じて得た面積を緑化施設とすることができます。
プランター等による緑化	大型のプランター、コンテナ等を用いて樹木等で緑化するものとし、緑化面積の算定は、植栽面積を緑化施設とすることができます。

※プランターやコンテナなどの可動植樹柵は、容量が1000以上のものを対象とします。

(3) 開発区域の面積が3,000㎡以上の場合

埼玉県条例「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例（昭和54年埼玉県条例第10号）」の基準を遵守して緑化施設を確保してください。

ただし、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例の適用除外となる開発事業等については、(2) 開発区域の面積が500㎡以上3,000㎡未満の場合を適用します。

別表第二（第25条関係）

区域の区分	緑化を要する面積の算定方法
用途地域が定められている区域	敷地の面積×（1－建ぺい率）×0.5
その他の区域	敷地の面積×0.25

備考

- ・用途地域とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の用途地域をいう。
- ・敷地とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第1号に規定する敷地及び当該施設と一体利用される土地をいう。
- ・建ぺい率とは、建築基準法第53条第1項及び第2項その他の法令の規定による当該建築物の建ぺい率の最高限度をいう。

2. 植栽本数

(1) 開発区域の面積が3,000㎡未満の場合

植栽する本数は、下記の区分に応じてそれぞれ規定の本数以上を植栽してください。

区 分	植 栽 本 数	樹 高
高 木	植栽する土地の面積に対して、 10㎡当り高木1本以上	植栽時2m以上で、成木時 3.5m以上の樹木としま す。
低 木 (中木含む)	植栽する土地の面積に対して、 10㎡当り低木20本以上	高木以外の樹木とし、植栽時 0.3m以上の樹木としま す。

備考

- ・単種の樹木のみではなく、高木、中木、低木をバランスよく組み合わせることにより、質の高い緑化に努めてください。
- ・植栽地の土壌や日照を考慮し、育成条件に適した樹木などを植栽してください。
- ・緑化施設に算入した裸地部分については、芝などの地被植物などを植栽してください。
- ・屋上緑化、壁面緑化、自動車駐車場及び自転車等駐車場の緑化、プランター等による緑化を行う場合は、上記の植栽基準は適用しません。

(2) 開発区域の面積が3,000㎡以上の場合

埼玉県条例「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例（昭和54年埼玉県条例第10号）」の基準を遵守して緑化施設を確保してください。

ただし、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例の適用除外となる開発事業等については、(1) 開発区域の面積が3,000㎡未満の場合を適用します。

別表第三（第25条関係）

緑化の方法	緑化面積の算定方法
樹木の植栽	次の条件を満たすAの面積 $A \leq 1.8B + 1.0C + 4D + E$ この式において、A、B、C、D及びEは、それぞれ次の数値を表すものとする。 - A 樹木の植栽により緑化を行う敷地の区域の面積（単位：㎡） - B 高さが4m以上の樹木の本数 - C 高さが2.5m以上4m未満の樹木の本数 - D 高さが1m以上2.5m未満の樹木の本数 - E 高さが1m未満の樹木の本数
芝その他の地被植物の植栽	芝その他の地被植物で表面が被われている部分の面積に0.9を乗じて得た面積

コケ類又は多肉植物類の植栽（建築物上の緑化に限る。）	コケ類又は多肉植物類で建築物の表面が被われている部分の面積に0.7を乗じて得た面積
ツル植物の植栽（建築物の外壁上の緑化に限る。）	外壁の緑化のために補助資材が整備されている場合は、当該補助資材で被われている面積に0.9を乗じて得た面積
	外壁の緑化のために補助資材が整備されていない場合は、当該外壁の直立部分の水平投影の長さの合計に1mを乗じて得た面積に0.9を乗じて得た面積

3. その他注意事項

- (1) 開発区域の道路側に優先的に樹木や生け垣を配置し、沿道の緑化に努めてください。
- (2) 近隣商業地域又は商業地域内で住居系と非住居系の複合建築物を建築する場合は、建物の用途区分の面積に応じて算定するものとします。
- (3) 開発区域内に既存樹木等がある場合は、可能な限り現状で保全してください。
- (4) 日照等の育成条件、樹木等の特性等を考慮し、樹木等が良好に育成できるように配置してください。
- (5) 緑化施設内に受水槽、空調施設、受電設備等を設置する場合は、当該施設の部分を緑化面積から控除してください。
- (6) 軒先やベランダの下部、ひさしや屋根のある部分などへの緑化施設の設置は、植物の育成に不向きなので避けてください。

4. 提出書類について

(1) 開発区域の面積が3,000㎡未満の場合

1	緑化計画書	別紙様式参照
2	緑化計画平面図	記載例を参考に緑化部分を緑色で着色し、緑化の形態、緑化施設の寸法、樹木等の種類・規格・本数等を記入してください。
3	緑化面積等計算表	様式は問いませんが、記載例を参考に緑化面積計算式、緑化面積、植栽本数等を記入してください。緑化計画平面図に併記してもかまいません。

(2) 開発区域の面積が3,000㎡以上の場合

埼玉県条例「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例（昭和54年埼玉県条例第10号）」の緑化計画届出制度に基づいた計画書を市に提出してください。

また、市の完了検査前までに、埼玉県の収受印が押された緑化完了報告書の写しを市に提出してください。

ただし、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例の適用除外となる開発事業等については、(1) 開発区域の面積が3,000㎡未満の場合を適用します。

緑化計画書

平成 年 月 日

朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例の緑化基準に基づき、下記のとおり緑化計画書を提出します。

建築主の住所・氏名等	住所 氏名 TEL		
設計者の住所・氏名等	住所 氏名 担当者名 TEL		
建築場所			
建築物の用途		建築面積	m ²

敷地面積	m ²	建ぺい率	%
緑化基準値	m ²	緑化面積（換算値）	① m ²
植栽基準値 （地上部緑化）	高木 本 低木 本	植栽本数 （地上部緑化）	② 高木 本 低木 本
緑化率	%	緑化率 = 緑化面積（換算値）÷ 敷地面積 × 100	
完了予定日	平成 年 月 日		

〔緑化計画の内訳〕

	合計	地上部緑化	屋上緑化	壁面緑化	駐車場緑化	プランター等の緑化
面積	実数値 m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
	換算値 ① m ²	× 1.0 m ²	× 0.7 m ²	× 0.9 m ²	× 0.9 m ²	× 1.0 m ²
植栽本数	高木 本	② 本	本	本	本	本
	低木 本	本	本	本	本	本

※ 屋上緑化・壁面緑化・駐車場緑化・プランター等の緑化においては、樹木の植栽本数の基準は適用されません。各緑化施設の緑化基準に基づき緑化に努めてください。

※ 番号が対応する欄は同じ数値が記載されます。

緑化計画書

平成29年 4月13日

朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例の緑化基準に基づき、下記のとおり緑化計画書を提出します。

建築主の住所・氏名等	住所 朝霞市本町1-1-1		
	氏名 朝霞 太郎	TEL	048-463-1111
設計者の住所・氏名等	住所 朝霞市膝折町〇-〇-〇		
	氏名 株式会社 膝折設計事務所		
	担当者名 膝折 次郎	TEL	048-〇〇〇-〇〇〇〇
建築場所	朝霞市本町〇-〇-〇		
建築物の用途	共同住宅	建築面積	636.00㎡

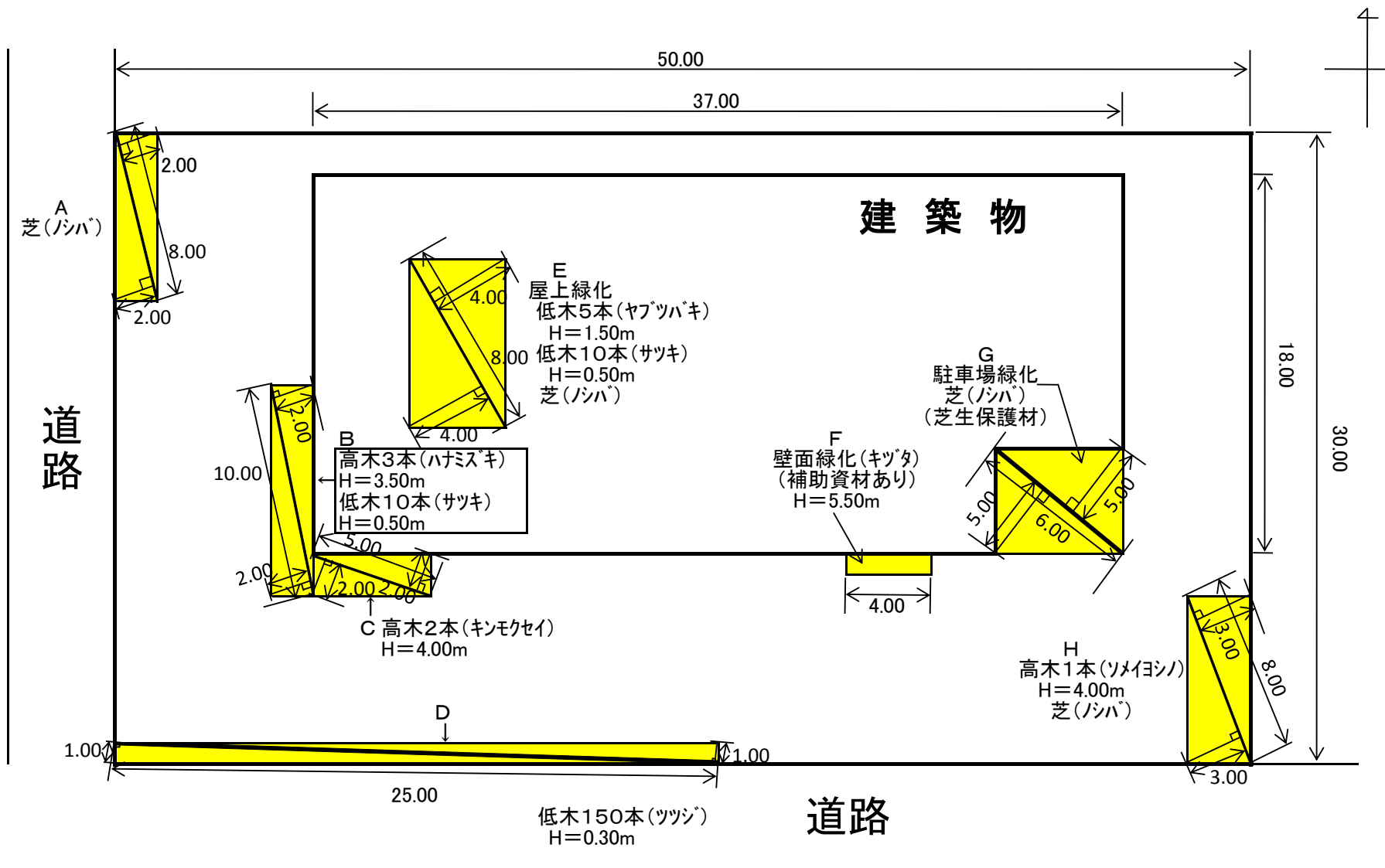
敷地面積	1,500.00㎡	建ぺい率	42.40%
緑化基準値	150.00㎡	緑化面積（換算値）	① 164.20㎡
植栽基準値 （地上部緑化）	高木 6本 低木 70本	植栽本数 （地上部緑化）	② 高木 6本 低木 160本
緑化率	10.95%	緑化率＝緑化面積（換算値）÷敷地面積×100	
完了予定日	平成29年 5月23日		

〔緑化計画の内訳〕

		合計	地上部緑化	屋上緑化	壁面緑化	駐車場緑化	プランター等の緑化
面積	実数値	179.00㎡	95.00㎡	32.00㎡	22.00㎡	30.00㎡	㎡
	換算値	① 164.20㎡	×1.0 95.00㎡	×0.7 22.40㎡	×0.9 19.80㎡	×0.9 27.00㎡	×1.0 ㎡
植栽本数	高木	6本	② 6本	本	本	本	本
	低木	175本	160本	15本	緑化面積に算入できる場合の条件がありますのでご注意ください。		

※ 屋上緑化・壁面緑化・駐車場緑化・プランター等の緑化においては、樹木の植栽本数の基準は適用されません。各緑化施設の緑化基準に基づき緑化に努めてください。

※ 番号が対応する欄は同じ数値が記載されます。



SCALE 1:250

緑化計画平面図

記載例

緑化面積等計算表

記 載 例

【地上部緑化】

記号	緑化面積計算式	緑化面積 (㎡)	植栽本数		備考
			高木 (本)	低木 (本)	
A	$8.00 \times 2.00 \div 2 \times 2$	16.00			芝生
B	$10.00 \times 2.00 \div 2 \times 2$	20.00	3	10	
C	$5.00 \times 2.00 \div 2 \times 2$	10.00	2		
D	$25.00 \times 1.00 \div 2 \times 2$	25.00		150	
H	$8.00 \times 3.00 \div 2 \times 2$	24.00	1		芝生
	各数値は小数点第3位を四捨五入し、 小数点第2位まで表示してください。				
	計	95.00	6	160	

【その他緑化施設】

記号	緑化面積計算式	実数値	換算値		植栽本数		備考
		緑化面積 (㎡)	係数	緑化面積 (㎡)	高木 (本)	低木 (本)	
E	$8.00 \times 4.00 \div 2 \times 2$	32.00	0.7	22.40		15	屋上緑化・芝生
F	4.00×5.50	22.00	0.9	19.80			壁面緑化・補助資材あり
G	$6.00 \times 5.00 \div 2 \times 2$	30.00	0.9	27.00			駐車場緑化
	計	84.00		69.20		15	

緑化面積合計(㎡)	164.20
-----------	--------

植栽本数合計(本)	高木	低木
	6	175

※ その他緑化施設とは、屋上緑化・壁面緑化・駐車場緑化・プランター等の緑化を指します。

条例第 25 条関係 電波障害に関する基準

電波障害対策については「朝霞市建築物等によるテレビ電波障害に関する指導方針」による。

朝霞市建築物等によるテレビ電波障害に関する指導方針

第 1 章 目 的

この指導方針は、朝霞市開発事業等の手続き及び基準等に関する条例（以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 章 定 義

この指導方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建 築 物 等 条例別表第 1 区分イ及びウに規定する中高層建築物をいう。
- (2) 電 波 障 害 建築物等を建築することによって、テレビ電波の受信に障害が生じることをいう。
- (3) 関 係 住 民 建築物等の建築により電波障害を受けると予測される地域の住民等をいう。
- (4) 共同受信施設 電波障害を受ける地域の付近に高性能の受信アンテナを設置し、その受信電波を有線で複数の受信者に伝送する施設をいう。
- (5) 個別受信施設 各受信者の屋上等に設置し、受信アンテナの種類・位置等の変更により、電波障害を改善する施設をいう。

第 3 章 事前調査及び市長との事前協議

建築物等を建築しようとするもの（条例第 2 条第 2 項 13 号に規定する事業者、（以下「事業者」という。））は、当該建築物の建築により電波障害が予想される地域の受信状況及び電波障害発生の予測調査を行い、条例第 12 条に規定する協議申請書を提出する前に市長に対し次に掲げる書類を提出し、協議するものとする。

- ① テレビ電波障害防止に関する誓約書（様式第 1 号） 2 部
- ② テレビ電波障害事前調査報告書（電波障害防止協会等の技術指導を受けた報告書の写し。ただし、画像写真は不要。） 2 部

第 4 章 電波障害に対する処置

- (1) 事業者は、当該建築物等の建築により電波障害が発生することが予測される場合には、事業者の責任においてすみやかに市長及び関係住民と協議し、障害除去対策

について計画を策定すること。

- (2) 建築物等の建築期間中は進捗状況に応じて随時障害の予測範囲と周辺を調査し、発生した電波障害について完成までの間応急的防止対策を講じること。
- (3) 建築物等の建設完了後は電波障害の予測範囲と周辺を調査して関係住民と協議して対策範囲を確定し、防止対策をすみやかに講じること。
- (4) 電波障害防止対策の方法は、原則として共同受信施設の設置による方法とする。ただし、個別受信施設の設置により防止できるものは、この限りでない。
- (5) 事業者は、電波障害の防止対策を完了した場合は、すみやかに下記に掲げる書類により市長に報告すること。

- ① テレビ電波障害防止対策実施報告書（様式第2号）

第5章 費用負担

建築物等に起因する電波障害防止対策施設の設置については、事業者の責任と負担で行うものとする。

第6章 維持管理

- (1) 共同受信アンテナから各戸の保安器までの設備及びこれらに付帯する設備の維持管理については事業者の責任と負担で行うものとする。ただし、事業者の責任において維持管理を行うことが著しく困難又は不適當な事情があり、関係住民の合意がある場合はこの限りでない。
- (2) 家屋軒先に設置される保安器の出力端子からテレビジョン受像機までの屋内配線部分は受信者の責任と負担で行うものとする。
- (3) 個別受信施設の維持管理は受信者の責任と負担で行うものとする。

第7章 複数建築物等による障害

複数の建築物等の建築に伴い、電波障害が発生すると予測される場合又は発生した場合は、各事業者が相互に協議し、電波障害の防止対策を講じること。

第8章 新設建築物等

電波障害の防止対策を実施した地域に新たな建築物等を建築する事業者は、新たに電波障害の防止に係る費用の全額を負担するものとする。この場合において、既設の共同受信施設を利用するときは、維持管理の方法について、当該施設を維持管理している者と協議するものとする。

第9章 後住者対策

共同受信施設が設置された後、新たに当該地域に家屋等を建築した住民（以下「後住

者」という。)が共同受信施設の利用を希望する場合は、その施設を利用することができる。ただし、利用に要する費用は、後住者が負担するものとする。

第 10 章 関係住民の協力

関係住民は、電波障害の防止対策を円滑に推進するため、アンテナの設置、ケーブルの通線、私有地内への支持柱の設置等について積極的に協力するものとする。

第 11 章 苦情対応

事業者は、当該建築物に係る電波障害に関する苦情が発生した場合には、誠意をもって対処にあたり解決に努めなければならない。

テレビ電波障害防止に関する誓約書				
建築物等名称			階数	階
建築物等所在地		朝霞市	高さ	m
設計者		住所 氏名 電話 ()		
施工者		住所 氏名 電話 ()		
建築物等の概要	用途 (自己使用・分譲・賃貸)		構造・鉄筋コンクリート ・その他 ()	
	敷地面積 m ²		建築面積 m ²	
	着工予定 年 月 日		竣工予定 年 月 日	
電波障害対策	調査年月日 年 月 日			
	既設の共聴設備の有無 (有 ・ 無)			
	障害を受けると思われる建物の棟数		・東京局 約 棟 ・浦和局 約 棟	
	改善方法 ・ 共同受信方式 ・ 個別受信方式			
電波障害に関する苦情の対応者		氏名 住所 電話		
上記の建築物について、「朝霞市建築物等によるテレビ電波障害に関する指導方針」に基づいて市の指導に従い、関係住民との間に紛争が生じないよう務めるとともに、万一紛争が生じた場合は責任をもって解決にあたり、地域住民の生活環境を保全することを誓約します。 年 月 日 朝霞市長 宛 事業者 住所 氏名 印				

テレビ電波障害防止対策実施報告書

年 月 日

朝霞市長 宛

事業者氏名

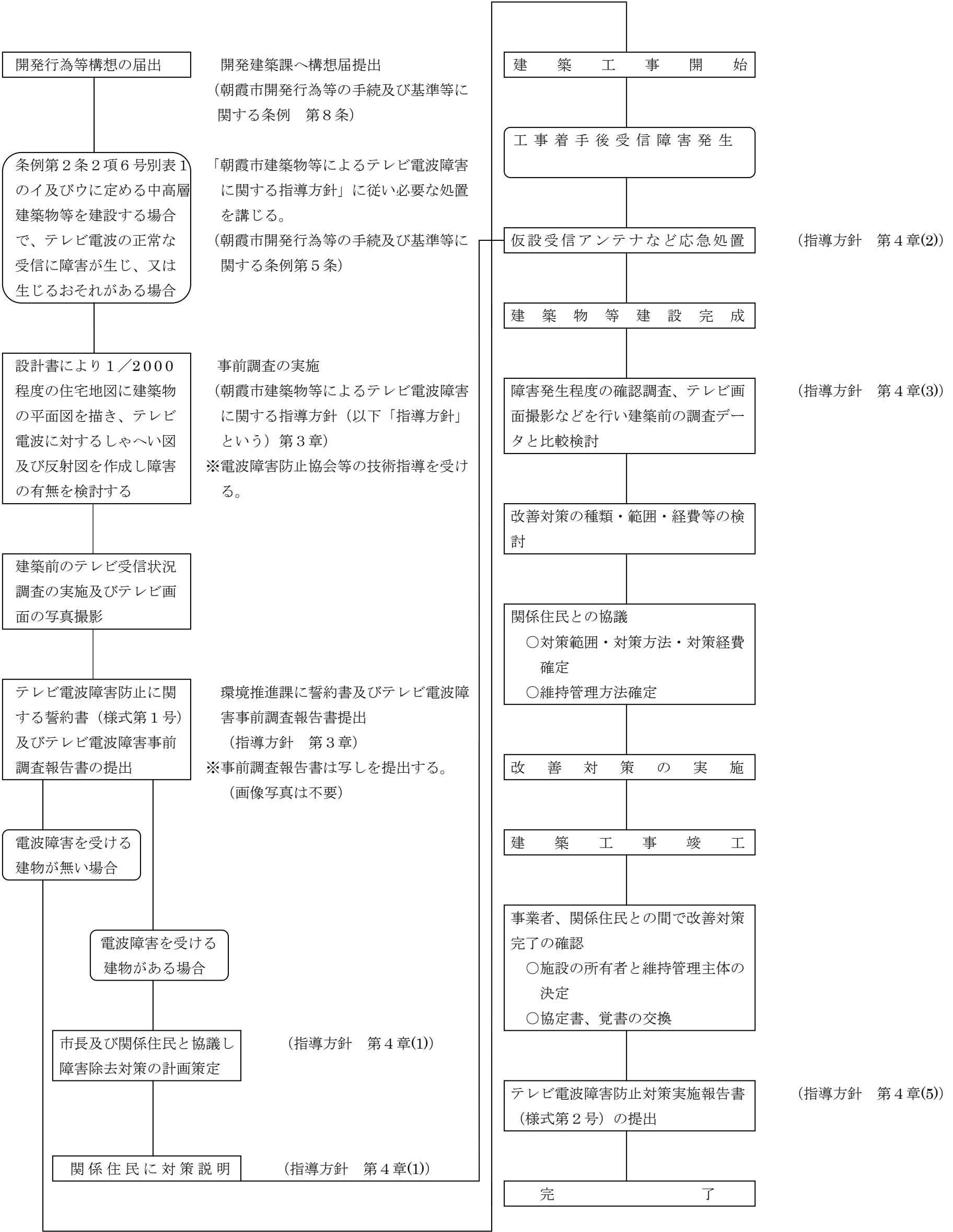
印

テレビ電波障害防止対策を完了しましたので、朝霞市建築物等によるテレビ電波障害に関する指導方針に基づき、下記のとおり報告します。

建築物等の概要	名称		用途	
	位置	朝霞市		
	階数		構造	
	敷地面積	m ²	建築面積	m ²
	最高の高さ	m	最高の軒の高さ	m
工期	着工	年 月 日	竣工	年 月 日
電波障害関係地域の概要	地域			
	自治会等名	代表者	役職	住所 TEL

障害防止対策 工事施工者		会 社 名			
		住 所			
		担 当 者		TEL	
障 害 防 止 対 策 の 実 践 状 況	対 策 方 法	対 象 自 治 会 等 名	対 策 戸 数	維持管理の方法・費用負担	
	共 同 アンテナ				
	個 別 アンテナ				
	そ の 他				
障害防止対策完了年月日		年 月 日			
協 定 書 ・ 覚 書 等 の 有 無		1. あ り 2. な し			
備 考					
※ 事後調査の図面・協定書・覚書等の写を添付すること。					

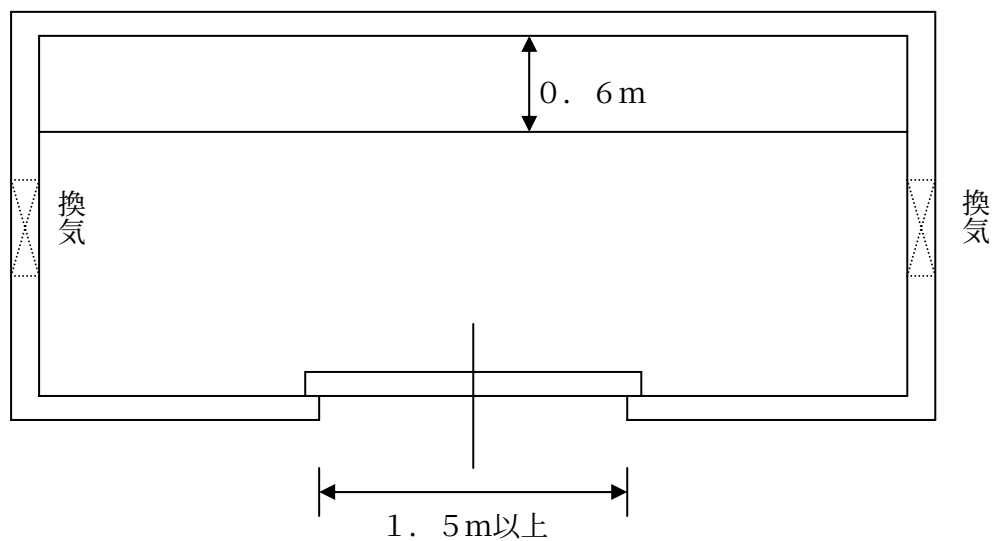
テレビ電波障害対策を進めるための手順



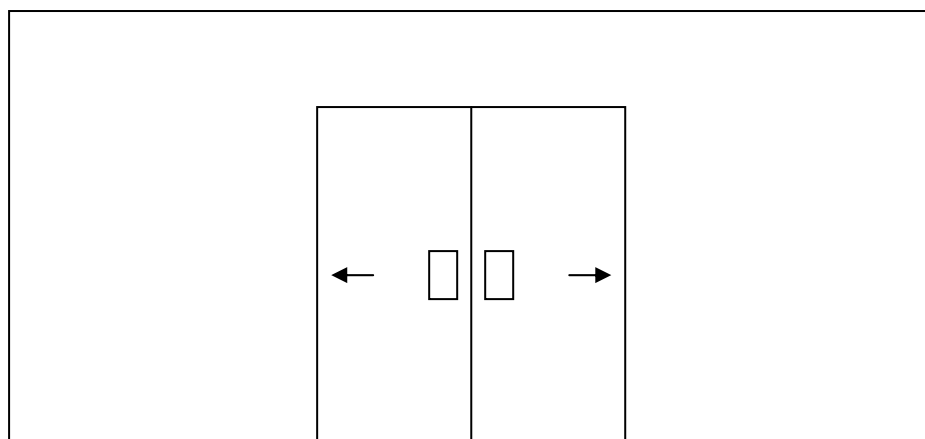
第8章 ごみ集積所の技術基準

共同住宅の場合

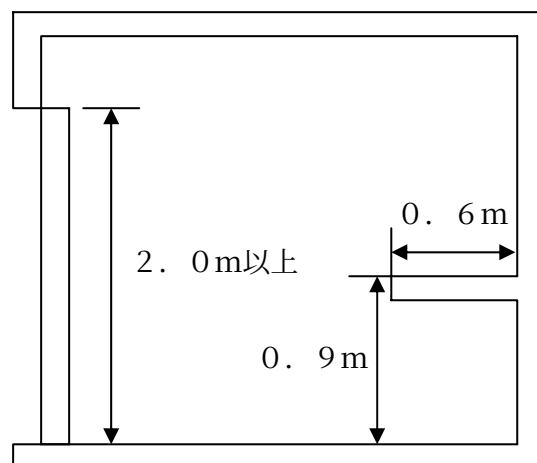
○平面図



○立面図

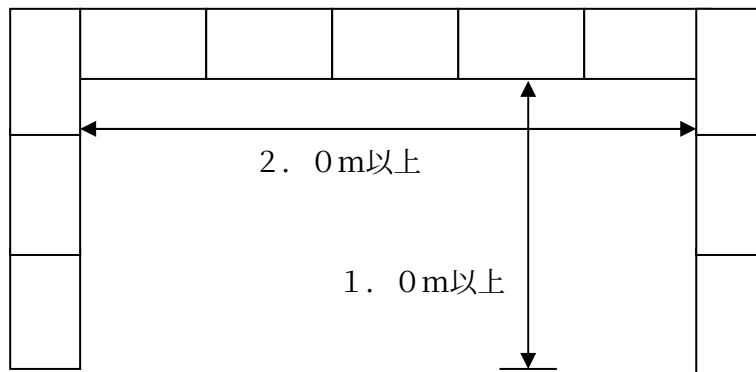


○断面図

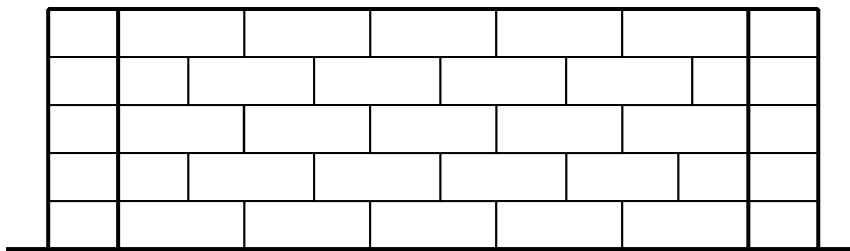


専用住宅の場合

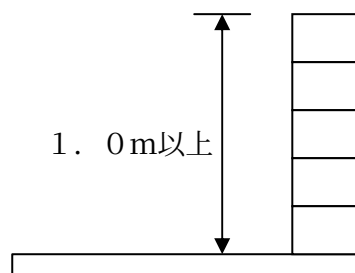
○平面図



○立面図



○断面図



第9章 朝霞市掲示板の技術基準

条例施行規則別表第4「掲示板の設置」に関する補足

(1) 掲示板の設置については、原則として朝霞市掲示板設置及び管理要綱で定める掲示板の仕様のとおりです。

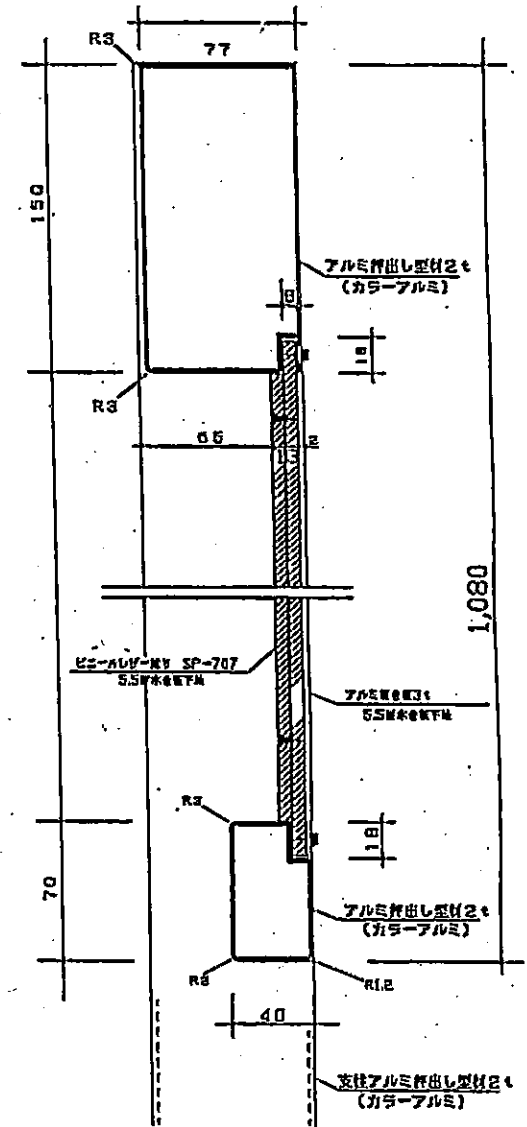
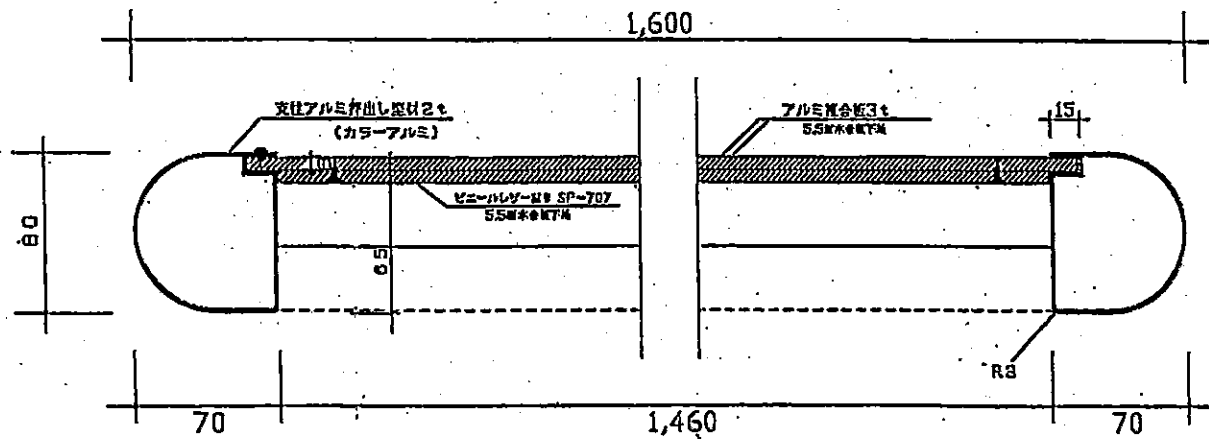
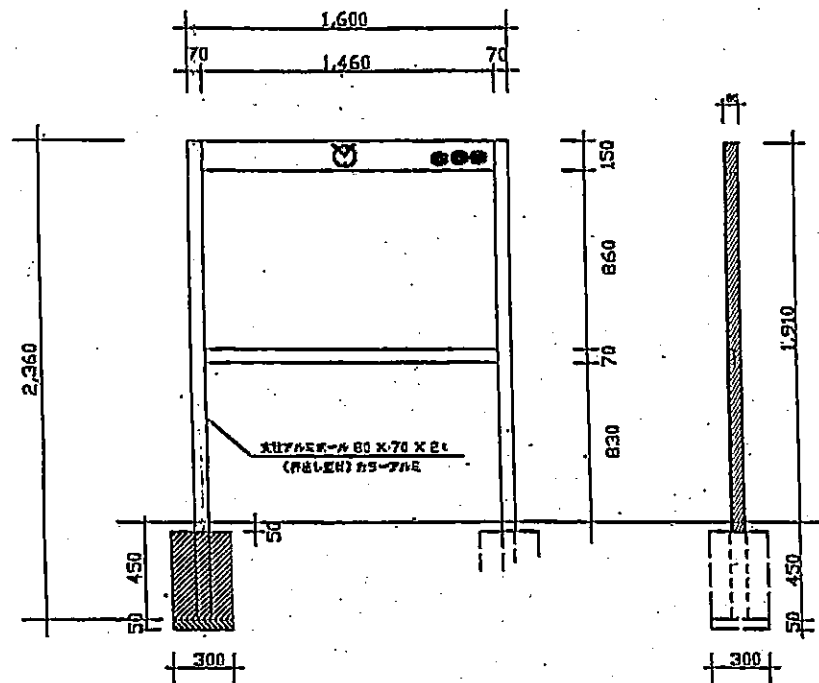
なお、設置する場所（コンクリート部、土部など）及び状況（自立柱、フェンスへの抱き合わせ等）に応じ、適切な方法で掲示板を設置する必要があるため、市と協議してください。

(2) 設置する掲示板には、市の指定する箇所に朝霞市の市章及び指定する番号を入れてください。

(3) 設置される掲示板の寄附については、市と協議してください。

朝霞市掲示板設置及び管理要綱 別表（第4条関係）

項目	仕様
掲示板本体	・ 全体サイズ…横 1600mm×全高 2360mm×厚さ（60～80mm） ・ 柱の厚さ…2.0～3.0 アルミ押出型材 ・ 縦柱の寸法…幅(70～80mm)×奥行(60～80mm)×高さ 2360mm ・ 横柱（上）の寸法…(2.0～3.0) t ×高さ 150mm ×奥行(55～77mm) ・ 横柱（下）の寸法…(2.0～3.0) t ×高さ(60～70mm) ×奥行(40～55mm) ・ 横柱のビス…「あり」 ・ 板の厚さ…耐水合板 5.5 t ×2 枚(11.0 t)又は耐水板 12.0 t ・ アルミ複合板…「3 t（裏面）」 ・ ビニールレザー貼り…「表面」（スポンジエース） ・ 掲示板周囲のコーキング…「あり」
掲示板の基礎	型枠タイプの縦 300mm×横 300mm×高さ 400mm コンクリート仕上げ ※ 設置場所の状況による。



朝霞市揭示板寄附申請書

年 月 日

朝霞市長 宛

事業所住所
事業者名
連絡先
担当

印

朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例に基づき、下記のとおり掲
示板を設置しましたので、寄附の申請をします。

記

- 1 設置数 基
- 2 設置場所 朝霞市
- 3 掲示板番号 _____
- 4 添付書類
- (1) 案内図
- (2) 構造図 (掲示板の仕様を含む)